

入学ガイドブック

(令和8年度入学者用)

必ずお読みください

このガイドブックには、入学手続きに必要な事項や入学にあたっての諸準備について記載しています。必ず最後まで読んで、まずは所定の入学手続きを指定された期日までに行ってください。



国立大学法人

鹿屋体育大学

National Institute of
Fitness and Sports in KANOYA

目次

I	入学手続から4月上旬までのスケジュール	3
1.	学部（総合型選抜(SS)入試、学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜）	4
2.	学部（一般選抜、私費外国人留学生入試）	5
3.	学部（第3年次編入学試験）	6
4.	大学院（体育学専攻10月入試、共同専攻9月入試）	7
5.	大学院（体育学専攻：第2次募集）	8
II	入学手続について	9
1.	入学手続の概要	10
2.	入学手続期間	11
3.	入学手続の流れ	12
4.	入学手続時に提出する書類	14
	○学費納付金について	17
5.	入学手続における留意事項	22
6.	入学辞退	22
7.	入学手続でよくある質問集	23
III	学費免除等・奨学金制度について	24
1.	高等教育の修学支援新制度に基づく入学料・授業料減免制度	25
2.	鹿屋体育大学独自の入学料免除・徴収猶予制度〔新制度対象外入学者対象〕	30
3.	鹿屋体育大学独自の授業料免除制度（令和8年度前期分）〔新制度対象外入学者対象〕	31
4.	学業成績優秀者に対する授業料特別免除制度（令和8年度）〔大学院博士課程入学者対象〕	32
5.	奨学金制度	33
IV	入学前の準備等について	34
1.	鹿屋体育大学学生宿舍等について	35
2.	諸経費の納入に関するご案内	42
	① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）	43
	② 学研災 付帯賠償責任保険	43
	③ スポーツ安全保険	43
	④ 新入生研修（参加費）	54
	⑤ 体育会への入会	57
	⑥ 同窓会への入会	58
	⑦ 厚生会への入会	59
	⑧ リファレンスブックの購入	60
	⑨ 公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団への賛助（お願い）	60
	⑩ 学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）	61
	⑪ 学生総合補償プラン	61
3.	予防接種歴に関する調査	76
4.	ノートパソコン必携化に伴う機器の準備について	78
5.	こことからだの入学前相談について	79

V 大学生活について

81

1. 4月上旬の行事日程	82
2. 学生支援室、合理的配慮について	84
3. 授業でのビデオ撮影について	85
4. 成績通知書の送付について	85
5. 学内交通ルール、車両での入構について	85
6. 各種証明書（在学証明書、通学証明書）の発行について	86

VI その他

87

1. 個人情報の取扱いについて	88
2. 「こども性暴力防止法」の施行を見据えた学外実習参加等に関するお知らせ	89
3. 「鹿屋体育大学アスリート憲章」について	90
4. お問い合わせ先一覧	91

■ 入学ガイドブック様式一覧 ■

ガイドブックに記載の様式は、大学ホームページからダウンロードできます。

*大学ホームページ (<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>)

提出書類一覧	学籍氏名外字修正届	
授業料・寄宿料納付	自動払込利用申込書	P. 20・21
授業料・入学料減免申請	(高等教育の修学支援新制度) 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 [A様式1]	P. 28
入学料減免等申請	(鹿屋体育大学独自の入学料免除・徴収猶予制度) 入学料免除申請書／入学料徴収猶予申請書	
授業料減免申請	(鹿屋体育大学独自の授業料免除制度) 授業料免除申請書	
学生宿舍出願	学生宿舍入居願	P. 39
学生宿舍出願	身上調書	P. 40
新入生研修	食物アレルギー連絡票	P. 55
新入生研修	新入生研修にかかる合理的配慮依頼書	P. 56
予防接種歴に関する調査	予防接種歴に関する調査票	P. 77
その他	(入学手続完了後の入学辞退) 入学辞退届	



I 入学手続から4月上旬までの スケジュール

合格おめでとうございます。

ここでは、入学手続からオリエンテーション-入学-授業開始までの流れを案内しています。

入学者選抜区分により、スケジュールが異なりますので、自身が合格した入学者選抜区分に応じたページにて確認してください。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 学部 | 4 |
| ➤ 総合型選抜(SS)入試 | |
| ➤ 学校推薦型選抜 | |
| ➤ 帰国生徒選抜 | |
| ➤ 社会人選抜 | |
| 2. 学部 | 5 |
| ➤ 一般選抜 | |
| ➤ 私費外国人留学生入試 | |
| 3. 学部 | 6 |
| ➤ 第3年次編入学試験 | |
| 4. 大学院 | 7 |
| ➤ 体育学専攻10月入試、共同専攻9月入試 | |
| 5. 大学院 | 8 |
| ➤ 体育学専攻：第2次募集 | |

1. 学部 総合型選抜(SS)入試、学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜の合格者

11月	中旬	入学前教育の案内	※総合型選抜(SS)入試合格者のみ 入学前教育の案内を送付
	下旬	入学前教育 ：テキスト学習開始 ：CASEC受験	※総合型選抜(SS)入試合格者のみ
12月	中旬	入学前教育の案内	※学校推薦型選抜合格者のみ 入学前教育の案内を送付
	下旬	入学前教育 ：テキスト学習開始 ：CASEC受験	※学校推薦型選抜合格者のみ
1月	中旬まで	入学手続きの案内	合格者へ入学手続きの案内を送付
2月	入学手続き期間 12日(木) ～18日(水) ※最終日は 17時15分まで 【期限厳守】	入学手続 P.9	Web入学手続サイトへの登録 必要書類を大学へ送付
		諸経費 P.42 ：傷害保険等 ：体育会入会等	必要経費を入学料と一緒に納付
		授業料納付 P.18	1月中旬までに送付の「自動払込利用申込書」を入学手続き書類と一緒に大学へ送付
		学費免除 P.24	※該当者のみ 必要書類を大学へ送付
		任意保険 P.61	※該当者のみ オンラインにて加入手続き
3月	上旬～下旬	入学前教育 ：CASEC受験	※総合型選抜(SS)入試、学校推薦型選抜 合格者のみ
4月	1日(水) ～3日(金)	新入生オリエンテーション 健康診断 メディカルチェック 等	詳細はP.82を参照
	4日(土)	新入生研修	
	6日(月)	入学式 新入生歓迎会	
	7日(火)	授業開始	

2. 学部 一般選抜、私費外国人留学生入試の合格者

3月	6日(金)	合格発表 入学手続の案内	合格者へ合否照会システムにて入学手続の案内
	入学手続期間 11日(水) ～15日(日) ※最終日は 17時15分まで 【期限厳守】	入学手続 P. 9	We b入学手続サイトへの登録 必要書類を大学へ送付
		諸経費 P. 42 ：傷害保険等 ：体育会入会等	必要経費を入学料と一緒に納付
		授業料納付 P. 18	入試時に配布した「自動払込利用申込書」を入学手続き書類と一緒に大学へ送付
		学費免除 P. 24	※該当者のみ 必要書類を大学へ送付
		任意保険 P. 61	※該当者のみ オンラインにて加入手続き
4月	1日(水) ～3日(金)	新入生オリエンテーション 健康診断 メディカルチェック 等	詳細は P. 82 を参照
	4日(土)	新入生研修	
	6日(月)	入学式 新入生歓迎会	
	7日(火)	授業開始	

3. 学部 第3年次編入学試験の合格者

1月	中旬まで	入学手続の案内	合格者へ入学手続の案内を送付
2月	入学手続期間 12日(木) ~18日(水) ※最終日は 17時15分まで 【期限厳守】	入学手続 P. 9	We b入学手続サイトへの登録 必要書類を大学へ送付
		諸経費 P. 42 ：傷害保険等 ：体育会入会等	必要経費を入学料と一緒に納付
		授業料納付 P. 18	1月中旬までに送付の「自動払込利用申込書」を入学手続き書類と一緒に大学へ送付
		学費免除 P. 24	※該当者のみ 必要書類を大学へ送付
		任意保険 P. 61	※該当者のみ オンラインにて加入手続き
3月			
4月	1日(水) ~3日(金)	編入生ガイダンス 健康診断 等	詳細は P. 82 を参照
	4日(土)	新入生研修	
	6日(月)	入学式 新入生歓迎会	
	7日(火)	授業開始	

4. 大学院 体育学研究科（体育学専攻10月入試、共同専攻9月入試）の合格者

1月	中旬まで	入学手続の案内	合格者へ入学手続の案内を送付
2月			
3月	入学手続期間 16日(月)～23日(月) ※最終日は 17時15分まで 【期限厳守】	入学手続 P. 9	Web入学手続サイトへの登録 必要書類を大学へ送付
		諸経費 P. 42 ：傷害保険等 ：厚生会入会等	必要経費を入学料と一緒に納付
		授業料納付 P. 18	1月中旬までに送付の「自動払込利用申込書」を入学手続き書類と一緒に大学へ送付
		学費免除 P. 24	※該当者のみ 必要書類を大学へ送付
		任意保険 P. 61	※該当者のみ オンラインにて加入手続き
4月	2日(木) ・3日(金)	健康診断	詳細は P. 83 を参照
	6日(月)	入学式 新入生オリエンテーション	
	7日(火)	授業開始	

5. 大学院 体育学研究科（体育学専攻：第2次募集）の合格者

3月	13日(金)	合格発表 入学手続の案内	合格者へ合否照会システムにて入学手続の案内
	入学手続期間 16日(月) ～23日(月) ※最終日は 17時15分まで 【期限厳守】	入学手続 P. 9	We b入学手続サイトへの登録 必要書類を大学へ送付
		諸経費 P. 42 ：傷害保険等 ：厚生会入会等	必要経費を入学料と一緒に納付
		授業料納付 P. 18	入試時に配付した「自動払込利用申込書」を入学手続き書類と一緒に大学へ送付
		学費免除 P. 24	※該当者のみ 必要書類を大学へ送付
		任意保険 P. 61	※該当者のみ オンラインにて加入手続き
4月	2日(木) ・3日(金)	健康診断	詳細は P. 83 を参照
	6日(月)	入学式 新入生オリエンテーション	
	7日(火)	授業開始	

Ⅱ

入学手続

1. 入学手続の概要	10
2. 入学手続期間	11
3. 入学手続の流れ	12
➤STEP 1_入学手続サイトにアクセス	
➤STEP 2_入学手続登録および学納金等の納入	
➤STEP 3_入学手続書類の郵送	
4. 入学手続時に提出する書類	14
○学費納付金について	17
5. 入学手続における留意事項	22
6. 入学辞退	22
7. 入学手続でよくある質問集	23

入学手続は期間内での手続が厳守です！

お問い合わせ先
〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地
鹿屋体育大学 教務課 入試係（管理棟1階）
電話 0994-46-4869
メール nyushi@nifs-k.ac.jp
受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15

1. 入学手続の概要

合格者（入学希望者）は、入学者選抜種別に応じた入学手続期間内に入学手続を完了する必要があります。

鹿屋体育大学の入学手続は、Web入学手続サイトを利用して行います。入学手続期間になったら、以下のサイトにログインし、入学手続を行ってください。

Web入学手続サイト
<https://e-apply.jp/ds/nifs-k-nyugaku/>

<事前に用意していただくもの>

【学部】

- ・ 国立大学入学確認票：大学入学共通テスト出願者のみ
- ・ 学生証用の顔写真データ
- ・ 卒業証明書
- ・ 角形2号封筒（書類提出用）
- ・ 長形3号封筒（書類返信用）

【学部：第3年次編入学】

- ・ 学生証用の顔写真データ
- ・ 卒業証明書：該当者のみ
- ・ 退学証明書：該当者のみ
- ・ 成績証明書
- ・ 角形2号封筒（書類提出用）
- ・ 長形3号封筒（書類返信用）

以下は編入学後に教育職員免許状取得を考えている者のみ

- ・ 教育職員免許状用の「学力に関する証明書（新法様式）」
- ・ 教職課程の内容が確認できる資料（履修要項など）
- ・ 教育職員免許状（コピー）：所有者のみ
- ・ 介護等体験証明書：所有者のみ

【大学院】

- ・ 学生証用の顔写真データ
- ・ 卒業(修了)証明書
- ・ 角形2号封筒（書類提出用）
- ・ 長形3号封筒（書類返信用）

2. 入学手続期間

合格者（入学希望者）は、以下に指定された期間内に

- ・Web入学手続サイトへの登録
- ・入学手続に必要な書類の送付

を行ってください。

	入学者選抜種別	Web登録期間	入学手続(書類提出)期間
学部	総合型選抜(SS)入試	令和8年 2月 5日(木) ～2月18日(水) 15時	令和8年 2月12日(木) ～2月18日(水) 17時15分必着
	学校推薦型選抜		
	帰国生徒選抜		
	社会人選抜		
	第3年次編入学試験		
	一般選抜	令和8年 3月 6日(金) ～3月15日(日) 15時	令和8年 3月11日(水) ～3月15日(日) 17時15分必着
	私費外国人留学生入試		
大学院	体育学専攻 修士課程	令和8年 3月 9日(月) ～3月23日(月) 15時	令和8年 3月16日(月) ～3月23日(月) 17時15分必着
	スポーツ国際開発学共同専攻 修士課程		
	体育学専攻 博士後期課程		
	大学体育スポーツ高度化共同専攻 3年制博士課程		

入学手続期間を過ぎるといかなる理由があっても入学手続は認められません。なお、指定された期間内に入学手続を完了しない者は、鹿屋体育大学の入学者選抜合格者としての権利を失い、入学を辞退したものと取り扱います。

3. 入学手続の流れ

入学手続期間になったらWeb入学手続サイトにログインし、入学手続を行ってください。

Web入学手続サイト
<https://e-apply.jp/ds/nifs-k-nyugaku/>

Web入学手続きの流れ

入学手続きの流れは、以下の通りです



【入学手続きの注意事項】

(ア) 入学手続きは、入学手続サイトを利用して行います。

(イ) 入学手続き期間は、以下の手順にて各選抜の「入学手続締切日」までに行うことで完了とします。

「入学手続情報の入力」→「入学手続時学納金・諸費の納入」→「入学手続時提出書類の郵送(締切日必着)」

※入学手続締切日までにすべての手続きが行われない場合は入学を許可しません。

STEP

1

入学手続サイトにアクセス

入学手続きは、「入学手続サイト※」より行います。

※サイトのログインには「受験番号」「セキュリティコード」「生年月日」が必要です。

入学手続サイト ▶ <https://e-apply.jp/ds/nifs-k-nyugaku/>

または、

大学ホームページ ▶ <https://www.nifs-k.ac.jp/examinees/>

入学手続きログインページへ ボタンをクリックして「マイページ」にログインしてください。



STEP

2

入学手続登録および学納金等の納入

合格した方には **入学手続き申込一覧** というタブが表示されます。

① **入学手続きを行う** ▶ ボタンをクリックして必要事項を入力してください。

※複数合格した場合は、合格した受験番号／学科(専攻)を1つ選択し入学手続きを行ってください。一度に複数の入学手続きを行うことはできません。

② 写真のアップロード(学生証写真に用います。※卒業時まで使用します。)

写真選択へ ▶ をクリックして顔写真画像をアップロードしてください。

※注意事項を確認のうえ、**入学手続情報の入力**を行う前に画像を用意しておいてください。

注意事項

- ①カラー写真(白黒は不可)
- ②正面、上半身、脱帽
- ③背景は無地 ④データファイル形式「.jpg」

正しい写真例



受付できない写真例



③緊急連絡先・父母等関係者情報等必要事項の入力

「緊急連絡先」「父母等関係者情報」等を入力し **次へ** ▶ ボタンをクリックしてください。

④登録内容を確認して **この内容で登録する** ボタンをクリックし、「OK」をクリックすると申込完了画面に「受付番号」が表示されます。受付番号が表示されたら入学手続情報登録まで完了です。

⑤ **引き続き支払う** ボタンをクリックして、支払選択画面からお支払いください。



Webで手続き完了

1 クレジットカードでの支払い

【ご利用可能なクレジットカード】

VISA、Master、JCB、AMERICAN EXPRESS、MUFGカード、DCカード、UFJカード、NICOカード



2 ネットバンキングでの支払い

出願内容の登録後、ご利用画面からそのまま各金融機関のページへ遷移し、お支払いください。

※決済する口座がネットバンキング契約されていることが必要です

店頭で手続き

3 コンビニエンスストアでの支払い

お支払いに必要な番号を控えて、コンビニエンスストアでお支払いください。

【レジで支払い可能】



【店頭端末を利用して支払い可能】



4 ペイジー対応銀行ATMでの支払い

お支払いに必要な番号を控えて、ペイジー対応銀行ATMでお支払いください。



⑥ 学納金等お支払い完了後、マイページに戻ると「入学手続書類」のボタンが新たに表示されます。このボタンから「入学手続時提出書類」を印刷できます。同じように他の書類もボタンをクリックすると印刷できます。



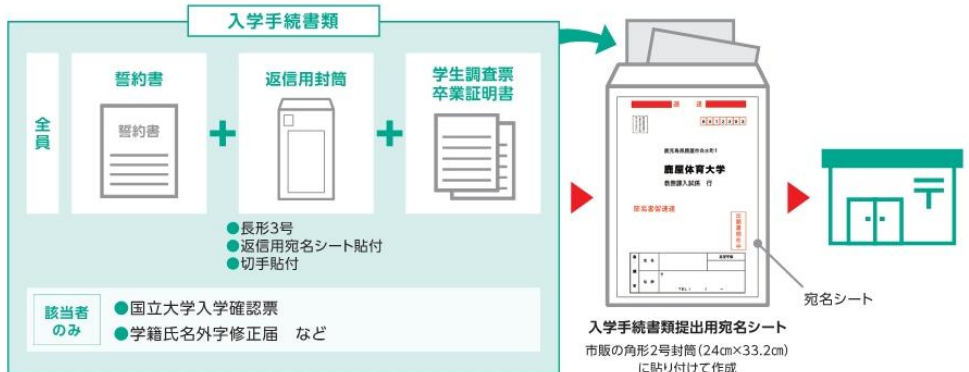
STEP

3

入学手続書類の郵送

登録しただけでは入学手続は完了していませんので注意してください。

「入学手続書類」からダウンロードできる入学手続時提出書類を印刷し、入学手続時提出書類を入学手続期間内に郵便局窓口から「簡易書留速達郵便」で郵送または持参してください。※入学手続締切日の17時15分必着。



送付先

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1
鹿屋体育大学 教務課入試係 行

問合わせ先

鹿屋体育大学 教務課入試係 TEL 0994-46-4869
(受付時間) 月曜～金曜 8:30～17:15
*土曜・日曜・祝日を除く(一般選抜及び私費外国人留学生入試による入学手続のみ土曜・日曜も対応可)

■入学手続時提出書類

詳細は入学ガイドブック「入学手続時提出書類一覧」を確認してください。

※提出された書類は一切返還しません。

〈入学手続完了〉

入学手続時の
注意点

入学手続きはWeb入学手続きサイトでの登録完了後、学納金等を銀行から振込み、入学手続時提出書類を郵送(持参)して完了となります。登録が完了しても入学手続時提出書類の提出期限に書類が届かなければ入学手続を許可できませんので注意してください。

入学手続時提出書類の郵送は入学手続締切日の17時15分必着です。ゆとりを持った手続を心がけてください。

鹿屋体育大学への到着状況は、郵便窓口で発行される「簡易書留引受番号」(お問い合わせ番号)で郵便追跡サービスを利用し、各自で確認をしてください。郵便追跡サービスの画面上で入学手続時提出書類の到着が確認でき次第、入学手続きは完了です。

4. 入学手続時に提出する書類

We b入学手続サイトにて登録した後は、次の書類を提出する必要があります。
事前に準備した角形2号封筒を使用して郵送（または持参）してください。

【学部】1年次入学者

書類名	提出者	概要
① 国立大学入学確認票	該当者のみ	一般選抜合格者並びに総合型選抜(SS)入試合格者及び学校推薦型選抜合格者のうち、 <u>大学入学共通テストに出願（受験の有無は問わない）した者は大学入学共通テスト出願サイトのマイページから出力（印刷）したものを提出してください。</u>
② 返信用封筒	全員	入学手続締切後、1週間程度で入学手続完了通知書を送付します。 <u>We b入学手続サイトから「返信用封筒ラベル」を出力(印刷)し、長形3号の封筒に110円切手とラベルを貼付したものを同封してください。</u>
③ 誓約書	全員	We b入学手続サイトから出力(印刷)したものを提出してください。
④ 学生調査票 2部	全員	We b入学手続サイトから出力(印刷)したものを <u>2部</u> 提出してください。
⑤ 卒業証明書	全員	入学手続期間中に提出できない場合(例えば、卒業式を迎えていない など)は、本学入学式(4月6日)までに提出してください。 高等学校卒業程度認定試験の合格者は提出不要です。
⑥ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	該当者のみ	25ページを参照のうえ、修学支援新制度による授業料等減免を希望する場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑦ 予防接種歴に関する調査票	全員	本学ホームページから様式をダウンロードし、母子健康手帳のこれまでに受けた予防接種の全てのページのコピーを裏面に貼付のうえ提出してください。 母子健康手帳を紛失した場合でも、過去に予防接種を受けた市区町村の保健所に問い合わせることで、接種記録の再発行を申請できます。 ※マイナポータルを通じて自身の予防接種記録を確認できる場合もあります。
⑧ 食物アレルギー連絡票・合理的配慮依頼書	該当者のみ	54ページを参照のうえ、対応を希望される場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑨ 学籍氏名外字修正届	該当者のみ	氏名にWe b入学手続サイトに登録できない外字がある場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑩ 自動払込利用申込書 または K-NET預貯金口座振替依頼書	全員	授業料の口座引落しに係る書類です。 授業料等の免除申請をする場合も提出が必要です。 記入方法については、 <u>20・21ページ</u> をご覧ください。
⑪ 提出書類確認票	全員	We b入学手続サイトから出力(印刷)したものを もとに、提出書類を確認のうえ、上記書類と一緒に提出してください。

※ We b入学手続サイトからの印刷または記入の後、訂正が必要な場合には、当該箇所を二重線（——）で消し、訂正印を押印のうえ、余白に正しく記入してから提出をしてください。

【学部】第3年次編入学者

書類名	提出者	概要
① 返信用封筒	全員	入学手続締切後、1週間程度で入学手続完了通知書を送付します。 Web入学手続サイトから「返信用封筒ラベル」を出力(印刷)し、長形3号の封筒に110円切手とラベルを貼付したものを同封してください。
② 誓約書	全員	Web入学手続サイトから出力(印刷)したものを提出してください。
③ 学生調査票 2部	全員	Web入学手続サイトから出力(印刷)したものを2部提出してください。
④ 卒業証明書	該当者のみ	四年制大学、短期大学、高等専門学校、各種専門学校の卒業者は提出してください。 入学手続期間中に提出できない場合(例えば、卒業式を迎えていない など)は、本学入学式(4月6日)までに提出してください。
⑤ 退学証明書	該当者のみ	編入前の学校を退学した者は提出してください。 入学手続期間中に提出できない場合(例えば、退学日を迎えていない など)は、本学入学式(4月6日)までに提出してください。
⑥ 成績証明書	全員	最終の成績証明書(修得単位数が明記されているもの)を提出してください。 入学手続期間中に提出できない場合(例えば、卒業式を迎えていない など)は、本学入学式(4月6日)までに提出してください。
⑦ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)	該当者のみ	25ページを参照のうえ、修学支援新制度による授業料等減免を希望する場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑧ 予防接種歴に関する調査票	全員	本学ホームページから様式をダウンロードし、母子健康手帳のこれまでに受けた予防接種の全てのページのコピーを裏面に貼付のうえ提出してください。 母子健康手帳を紛失した場合でも、過去に予防接種を受けた市区町村の保健所に問い合わせることで、接種記録の再発行を申請できます。 ※マイナポータルを通じて自身の予防接種記録を確認できる場合もあります。
⑨ 食物アレルギー連絡票・合理的配慮依頼書	該当者のみ	54ページを参照のうえ、対応を希望される場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑩ 学籍氏名外字修正届	該当者のみ	氏名にWeb入学手続サイトに登録できない外字がある場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑪ 自動払込利用申込書 または K-NET預貯金口座振替依頼書	全員	授業料の口座引落しに係る書類です。 授業料等の免除申請をする場合も提出が必要です。 記入方法については、20・21ページをご覧ください。
⑫ 提出書類確認票	全員	Web入学手続サイトから出力(印刷)したものをもとに、提出書類を確認のうえ、上記書類と一緒に提出してください。

※ Web入学手続サイトからの印刷または記入の後、訂正が必要な場合には、当該箇所を二重線(＝)で消し、訂正印を押印のうえ、余白に正しく記入してから提出をしてください。

【次のページにつづく】

▼ 本学入学後に教育職員免許状取得を考えている者は、4月上旬の「**3年次編入生ガイダンス**」時に以下の書類を提出してください。下記以外に、「教職課程の内容が確認できる資料（履修要項など）」の提出を求める場合もあります。

書類名	提出者	概要
⑬ 学力に関する証明書(新法様式)	該当者のみ	課程認定を受けた大学・短期大学を卒業または退学した者は、当該大学で発行し、提出してください。
⑭ 教育職員免許状のコピー	所有者のみ	既取得の免許状がある場合は提出してください。
⑮ 介護等体験証明書(原本)	所有者のみ	介護等体験を終了した者は提出してください。(小学校または中学校の教育職員免許状所有者は除く)

【大学院】体育学専攻、共同専攻共通

書類名	提出者	概要
① 返信用封筒	全員	入学手続締切後、1週間程度で入学手続完了通知書を送付します。 Web入学手続サイトから「返信用封筒ラベル」を出力(印刷)し、長形3号の封筒に110円切手とラベルを貼付したものを同封してください。
② 誓約書	全員	Web入学手続サイトから出力(印刷)したものを提出してください。
③ 学生調査票 2部	全員	Web入学手続サイトから出力(印刷)したものを2部提出してください。
④ 卒業(修了)証明書	全員	入学手続期間中に提出できない場合(例えば、卒業式を迎えていない など)は、本学入学式(4月6日)までに提出してください。
⑤ 学籍氏名外字修正届	該当者のみ	氏名にWeb入学手続サイトに登録できない外字がある場合は、本学ホームページから様式をダウンロードし提出してください。
⑥ 自動払込利用申込書 または K-NET預貯金口座振替依頼書	全員	授業料の口座引落しに係る書類です。授業料等の免除申請をする場合も提出が必要です。記入方法については、20・21ページをご覧ください。
⑦ 提出書類確認票	全員	Web入学手続サイトから出力(印刷)したものをもとに、提出書類を確認のうえ、上記書類と一緒に提出してください。

※ Web入学手続サイトからの印刷または記入の後、訂正が必要な場合には、当該箇所を二重線(——)で消し、訂正印を押印のうえ、余白に正しく記入してから提出をしてください。

※ 大学院への入学予定者で、在学中に「教育実習」の履修や海外留学等を希望される方は、「はしか(麻しん)の予防接種歴の確認や抗体検査」が必要になる場合がありますので、必ず保健管理センター(電話0994-46-4902)へ相談してください。

○学費納付金について

▼入学料について

入学料は、入学手続時に納付していただきます。（入学料免除または入学料徴収猶予を申請される方は除きます。）

ただし、以下に該当する者は入学料を納付する必要はありません。

- ・ 鹿屋体育大学大学院修士課程（体育学専攻、スポーツ国際開発学共同専攻）を修了し、翌年度に鹿屋体育大学大学院博士後期課程（体育学専攻）または3年制博士課程（大学体育スポーツ高度化共同専攻）に入学する者
- ・ 競技成績優秀（学部生）または入試成績優秀（大学院生）により「入学料特別免除者」として鹿屋体育大学から認定を受けた者（※該当者には事前に通知します。）

【入学料】 282,000円

【納付方法】

入学料の納付は、Web入学手続サイトにて行います。

詳しくは、12ページをご覧ください。

【入学料減免制度】

学部生の入学料減免については、原則として高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という）により実施します。新制度で入学料の減免を受けるためには、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という）の給付奨学金の申込みを行い、減免対象者の認定を受けることが必要です。減免対象者の認定結果の通知があるまでは入学料の納付が猶予されます。

また、給付奨学金の申込資格を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）については、本学が定める申請資格を満たすことで、本学の入学料免除及び入学料徴収猶予制度に申請することができ、選考結果の通知があるまで入学料の納付が猶予されます。

各制度及び申請区分ごとの必要書類と入学料納付時期は以下のとおりです。

区分	必要書類	入学料納付時期
① JASSOの給付奨学金の予約採用を申し込み、採用候補者となっている場合	➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」 ➢ JASSOからの認定通知のコピー	減免対象者の認定通知後 (令和8年7月予定)
② 入学後にJASSOの給付奨学金の在学採用を申し込む場合	➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」	減免対象者の認定通知後 (令和8年7月予定)
③ JASSOの給付奨学金の申込資格※を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）で、本学の入学料免除・徴収猶予を申請する場合	➢ 入学料免除申請書／入学料徴収猶予申請書 ほか (詳細は30ページをご確認ください。)	入学料免除／徴収猶予の選考結果通知後 (令和8年5月下旬／徴収猶予者は令和8年8月末予定)

※ JASSOの給付奨学金の申込資格については26ページにてご確認ください。

▼授業料について

授業料は、口座自動引落とし（口座振替）により納付していただきます。

登録できる口座は全国の金融機関をご利用できます。（ただし、漁業協同組合は利用できません。）

『ゆうちょ銀行』を利用される場合と『ゆうちょ銀行以外の金融機関』を利用される場合でご提出いただく書類が異なりますので、以下をご参照いただき、**必ずどちらかの書類を入学手続書類と一緒に提出してください。**

◎ゆうちょ銀行を利用される場合

「自動払込利用申込書」に記入のうえ、郵便局には提出せずに、入学手続書類と一緒に鹿屋体育大学に提出してください。また、申込書の控えはありませんので、提出前にコピーを保管することをお勧めします。

記入方法は20ページをご覧ください。

(入学手続期間までに「自動払込利用申込書」がお手元に届いていない場合は、鹿屋体育大学までお問い合わせください。)

◎ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用される場合

「K-NET預貯金口座振替依頼書」に記入のうえ、金融機関には提出せずに、入学手続書類と一緒に鹿屋体育大学に提出してください。また、お客様控え（4枚目）を切り離してから提出してください。

記入方法は21ページをご覧ください。

(入学手続期間までに「K-NET預貯金口座振替依頼書」がお手元に届いていない場合は、鹿屋体育大学までお問い合わせください。)

〔授業料（予定額）〕	前期	267,900円	
	後期	267,900円	（年額 535,800円）

[口座振替日]

口座自動引落とし（口座振替）は、前期分・後期分それぞれで処理いたします。

令和8年度の口座振替予定日は以下のとおりです。

確定した口座振替日は学内及び大学ホームページに掲載いたしますので、口座振替日の前日までには口座へのご預金をお願いいたします。

期	口座振替日	口座再振替日 (当初の口座振替日に引落しできなかった場合)
前期	令和8年5月27日(水)	令和8年6月29日(月)
後期	令和8年10月27日(火)	令和8年11月27日(金)

[注意事項]

- ① 入学後は、大学から授業料納付依頼の通知・納付書等は送付いたしません。
納付金額、口座振替日については、学内及び大学ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。
- ② 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付されない場合は、学則に基づき除籍になることもありますので、ご注意ください。
- ③ 在学中に授業料の改定があった場合には、改定後の授業料となります。

【次のページにつづく】

[授業料減免制度]

学部生の授業料減免については、原則として高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という）により実施します。新制度で授業料の減免を受けるためには、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という）の給付奨学金の申込みを行い、減免対象者の認定を受ける必要があります。減免対象者の認定結果の通知があるまでは前期分授業料の納付が猶予されます。

また、給付奨学金の申込資格を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）については、本学が定める申請資格を満たすことで、本学の授業料免除制度に申請することができ、選考結果の通知があるまで前期分授業料の納付が猶予されます。

各制度及び申請区分ごとの必要書類と前期分授業料納付時期は以下のとおりです。

区分	必要書類	前期分授業料納付時期
① JASSOの給付奨学金の予約採用を申し込み、採用候補者となっている場合	➤ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」 ➤ JASSOからの認定通知のコピー	減免対象者の認定通知後 （令和8年7月予定）
② 入学後にJASSOの給付奨学金の在学採用を申し込む場合	➤ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」	減免対象者の認定通知後 （令和8年7月予定）
③ JASSOの給付奨学金の申込資格※を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）で、本学の授業料免除を申請する場合	➤ 授業料免除申請書 ほか（詳細は31ページをご確認ください。）	授業料免除の選考結果通知後 （令和8年7月予定）

※ 機構の給付奨学金の申込資格については26ページにてご確認ください。

ゆうちょ銀行を利用する場合

自動払込利用申込書の記入例

〔記入・提出にあたって〕

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ 記入を訂正する場合は、二重線（——）で消した上にお届け印を押印してください。お届け印以外での訂正印は無効です。
- ※ 記入・押印後は、入学手続書類と一緒に提出してください。（ゆうちょ銀行での手続きは不要です。）
- ※ 本申込書は返送しませんので、本人控えとしてコピーをお取りください。
- ※ 記入にあたって不明な点がある場合は、担当窓口へお尋ねください。

担当窓口 鹿屋体育大学 経営戦略課会計室 出納係

電話 0994-46-4841 メール suito@nifs-k.ac.jp

自動払込利用申込書 ③ ④

①	通帳記号 (6桁目がある場合は※に記入してください。)					通 帳 番 号										右つめでご記入ください。
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	1			
(フリガナ)	カノヤ タロウ															② お届け印 
口座名義人氏名	鹿 屋 太 郎															
電 話 番 号	090-0000-0000															

※押印が不鮮明な場合は、印が重ならないよう余白に再度押印ください。

払込先口座番号	01740 - 4 - 52728		
払込先加入者名	国立大学法人 鹿屋体育大学		
該当項目に✓をつける	契約種別コード	29	授業料
③ ☒	払込開始月	2026年5月から	払込日 5～7月、10～12月の27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)
該当項目に✓をつける	契約種別コード	30	学生宿舍費
④ ☒	払込開始月	2026年4月から	払込日 4～6月、10月、11月の12日(土・日・祝日の場合は翌営業日)

(フリガナ)	カノヤ ハルコ		
学 生 氏 名	鹿 屋 春 子		
⑤	(〒 000 - 0000) (TEL 080 - 0000 - 0000)		
連絡先住所・電話番号	〇〇県 〇〇市 〇〇町 1-1		
学籍番号 ⑥	※何も記入しない		

自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記の該当箇所に○印をつけ加入者へご返送ください。

1. 口座番号相違 2. 氏名相違 3. 印鑑相違 4. 口座なし 5. その他()

【返送先】 〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1
国立大学法人鹿屋体育大学 経営戦略課 会計室出納係 TEL 0994-46-4841

① 口座情報

授業料および学生宿舍費の引落しに利用する預貯金口座を記入してください。口座名義は、学生のほか、父母等関係者のものでも構いません。必ずフリガナも記入してください。

② お届け印

①で指定した預貯金口座の銀行届出印を押印してください。押印が不鮮明な場合や届出印を間違った場合は、手続きができませんのでご注意ください。※押印が不鮮明な場合は、その横に再度鮮明に押印してください。※提出前に届出印の間違いに気づいた場合は、再度大学ホームページから印刷のうえ作成してください。

③ 授業料

授業料免除を申請する場合も、必ずチェックを入れてください。

④ 学生宿舍費

入寮選考結果の有無にかかわらず、学生宿舍への入居を希望する場合は、必ずチェックを入れてください。

⑤ 学生氏名、連絡先住所・電話番号

入学する学生の氏名、連絡先住所、電話番号を記入してください。連絡先住所は、入学手続時点での住所を記入してください。

⑥ 学籍番号

学籍番号欄は何も記入しないでください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用する場合

K-NET預貯金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の記入例

[記入・提出にあたって]

- ※ 赤枠内のみ記入してください。
- ※ 記入を訂正する場合は、二重線（——）で消した上に預貯金届印を押印してください。なお、複写される2～3枚目にも訂正印を押印してください。届印以外での訂正印は無効です。
- ※ 記入・押印後は、4枚目（お客様控）を切り離してから、入学手続書類と一緒に提出してください。（金融機関での手続きは不要です。）
- ※ 記入にあたって不明な点がある場合は、担当窓口へお尋ねください。

担当窓口 鹿屋体育大学 経営戦略課会計室 出納係

電話0994-46-4841 メールsuito@nifs-k.ac.jp

K-NET 預貯金口座振替依頼書 (鹿児島ネットサービス) 自動払込利用申込書

様式 7-1

再委託金融機関用

銀行
信用金庫
信用組合 御中
労働金庫
農業協同組合

※預金者様へお願い。この用紙は、赤太線の中のみ記入し、すべて委託企業へ提出してください。(引去金融機関へ直接持ち込みしないでください。) 印鑑押印箇所は2か所です。
※委託企業様へお願い。様式7-1・7-2の青太線の中のみ記入し、様式7-1～3を取引金融機関へ提出してください。

元請金融機関	鹿児島銀行 取りまとめ店	鹿屋	年 月 日
サービス区分	1.地域型 2.全国型(入金1回:三菱UFJファクター株式会社)	引去方法	振票・FD・MO・DVD・データ伝送
委託企業名	鹿屋体育大学	料金等の種類	授業料(寄宿料等)
委託者No10185	顧客番号		

※全国型(入金1回)は、三菱UFJファクターの委託者コードを自振登録する。

① 預貯金者氏名 (口座名義)	フリガナ カノヤ タロウ 鹿屋 太郎	③ 預貯金届印 (鹿屋)
② 契約者氏名	フリガナ カノヤ ハルコ 鹿屋 春子	3枚目にも必ず押印してください。 (預貯金者名と同じ場合も必要。)

私は、上記の収納受託会社から請求された金額を私名義の下記預貯金口座から預貯金口座振替によって支払うこととしたいので、預貯金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

④ 指定口座	金融機関名	支店支所名	預貯金種目	口座番号(右詰めで記入)
	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合	支店 支所	1. 普通 2. 当座	1 2 3 4 5 6 7
座コード	金融機関番号	店番号	振替開始予定月	振替日
			2026年5月支払分より	12(寄宿料等), 27(授業料)

※全国型(入金1回)の場合のみ指定できます。地域型の場合は指定口座にゆうちょ銀行は指定できません。

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)
	1 6 6 3 0 1		0	
払込先口座番号	00140-9-654553	払込先加入者名	三菱UFJファクター株式会社	
払込開始予定月	年 月 支払分より	払込日	6日・12日・20日・27日・月末(金融機関休業日の場合は休業日)	

預貯金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行を除く。

金融機関使用欄

検印 印鑑照合 受付

1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引落しのうえ支払ってください

① 預貯金者

授業料および学生宿舍費の引落しに利用する預貯金口座の口座名義人氏名・フリガナを記入してください。
口座名義は、学生のほか、父母等関係者のものでも構いません。

② 契約者

入学する学生の氏名・フリガナを記入してください。

③ 預貯金届印

①で指定した預貯金口座の銀行届出印を押印してください。
3枚目にも必ず押印してください。

※押印が不鮮明な場合は、その横に再度鮮明に押印してください。
届出印の間違いに気づいた場合は、間違った印を訂正し、その横に正しい届印を押印してください。
押印が不鮮明な場合や届出印の間違った場合は、手続きができませんのでご注意ください。

④ 指定口座

授業料および学生宿舍費の引落しに利用する預貯金口座の金融機関名、支店支所名、預貯金種目、口座番号を記入してください。
※漁業協同組合は指定できません。

5. 入学手続における留意事項

- 入学手続期間を過ぎると、いかなる理由があっても入学手続は認められません。
- 入学手続期間内に入学手続を完了しない者は、鹿屋体育大学の入学者選抜合格者としての権利を失い、入学を辞退したものとして取り扱います。（入学を辞退する場合は、次項「6. 入学辞退」をご確認のうえ、所定の手続を行ってください。
- 鹿屋体育大学では、他の大学（学部・大学院の正規課程）等との二重在籍は禁止しています。
- 上記のほか、入学者選抜種別ごとの留意事項も併せてご確認ください。

【総合型選抜(SS)入試、学校推薦型選抜合格者に関する留意事項】

総合型選抜(SS)入試、学校推薦型選抜の合格者は、鹿屋体育大学へ入学しなければなりません。特別な事情により入学を辞退するときは、その理由を明記した「入学辞退届」を学長宛てに提出し、本学の許可を得る必要があります。

【一般選抜合格者に関する留意事項】

一般選抜の合格者が、令和8年3月15日(日)までに鹿屋体育大学の入学手続を完了しない場合は、本学への入学は辞退したものとしします。

また、入学手続が完了した者は、他の国公立大学の後期日程試験を受験しても、その合格者とはなりません。さらに、入学手続完了を取り消して（辞退して）他の国公立大学に入学手続を行うこともできません。

6. 入学辞退

【総合型選抜(SS)入試合格者が入学を辞退する場合】

総合型選抜(SS)入試合格者は、総合型選抜(SS)入試の趣旨からして鹿屋体育大学へ入学することは当然ではありますが、特別な事情により入学を辞退する場合は、その理由、氏名及び受験番号等を明記した「総合型選抜(SS)入試入学辞退届」（様式任意：合格者本人が作成・署名したもの）を令和8年2月18日(水)までに提出（郵送）し、本学の許可を得る必要があります。

「総合型選抜(SS)入試入学辞退届」の提出がない限り、他の国公立大学の一般選抜を受験しても、合格者とはなり得ません。

【学校推薦型選抜合格者が入学を辞退する場合】

学校推薦型選抜合格者は、学校推薦型選抜の趣旨からして鹿屋体育大学へ入学することは当然ではありますが、特別な事情により入学を辞退する場合は、その理由、合格者氏名及び受験番号等を明記した「学校推薦型選抜入学辞退届」（様式任意：当該者の推薦を行った出身学校長が作成したもの）を令和8年2月18日(水)までに提出（郵送）し、本学の許可を得る必要があります。

「学校推薦型選抜入学辞退届」の提出がない限り、他の国公立大学の一般選抜を受験しても、合格者とはなり得ません。

【入学手続完了者が入学を辞退する場合：全入学者選抜共通】

鹿屋体育大学への入学手続を完了した者が、都合により入学を辞退する場合は、まずは下記連絡先に電話のうえ、令和8年3月31日(火)17時までに「入学辞退届【入学手続き後の辞退用】」（様式指定：入学手続き完了者が作成したもの）をメールで提出してください。なお、学校推薦型選抜入学手続き完了者については、当該者の推薦を行った出身学校長が作成した入学辞退届（様式任意）も提出し、入学辞退の許可を得る必要があります。なお、既に納付した入学料は返還しません。

また、入学料免除・入学料徴収猶予を申請した者が入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付していただく必要があります。

- ▶ 「入学辞退届【入学手続き後の辞退用】」の様式は、大学ホームページ（<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>）からダウンロードしてください。

【提出先・連絡先】

鹿屋体育大学 教務課 入試係
電話 0994-46-4869
メール nyushi@nifs-k.ac.jp

7. 入学手続でよくある質問集

Q. 合格通知書は発行されますか？

A. 合格通知書は発行いたしません。合否を確認したい場合は、鹿屋体育大学ホームページに掲載する「合格者受験番号一覧」または「合否照会専用サイト」でご確認ください。

Q. 入学料の金額は？

A. 入学料は、学部・大学院ともに282,000円（決済代行サービス手数料別）です。支払いは、以下の方法が選択できます。なお、支払い金額が300,000円を超える場合はコンビニエンスストアでの支払いはできないのでご注意ください。

- ・クレジットカードでの支払い
- ・ネットバンキングでの支払い
- ・コンビニエンスストアでの支払い
- ・ペイジー対応銀行ATMでの支払い

Q. 入学料以外の諸経費を入学料とは別で納入したい。

A. 諸経費は入学手続期間内に入学料と一緒に納入していただきます。なお、入学料減免・徴収猶予の申請を行う場合は、諸経費のみを入学手続期間内に納入してください。

Q. 入学手続に必要な書類は？

A. 必要書類は、入学する区分によって異なります。詳しくは14～16ページをご覧ください。

Q. 大学入学共通テストに出願したが受験はしていません。その場合でも国立大学入学確認票の提出は必要でしょうか？

A. 大学入学共通テストへ出願した場合は、受験の有無にかかわらず国立大学入学確認票の提出が必要です。

Q. 入学手続書類が大学に到着したかを知りたい。

A. 入学手続書類郵送時に郵便窓口で発行される「簡易書留引受番号（お問い合わせ番号）」で郵便追跡サービスを利用することで大学への到着が確認できます。

Q. 入学手続書類または入学料の納入が入学手続締切日までに間に合いません。

A. 入学手続期間内に入学手続書類および入学料の納入が間に合わない場合は、鹿屋体育大学への入学を辞退したものと取り扱います。

Q. 入学前教育の課題を受験・受講しなかったら入学が取り消されますか？

A. 入学前教育の課題を受験・受講しなかったからといって入学を取り消すことはありませんが、鹿屋体育大学への入学前に必要な課題を課しているため、必ず取り組んでください。

Q. 4月のオリエンテーションを欠席できますか？また欠席した場合、どうなりますか？

A. 4月のオリエンテーションでは、主に履修関係や学生生活関係について新入生として最低限知っておくべき事項を説明します。基本的には欠席は認められませんが、やむを得ず欠席する場合は、学生課学生企画係（電話0994-46-4882）へ申し出てください。

III

学費免除等 ・奨学金制度

1. 高等教育の修学支援新制度に基づく 入学料・授業料減免制度	25
2. 鹿屋体育大学独自の入学料免除・徴収猶予制度 [新制度対象外入学者対象]	30
3. 鹿屋体育大学独自の授業料免除制度 (令和8年度前期分) [新制度対象外入学者対象]	31
4. 学業成績優秀者に対する授業料特別免除制度 (令和8年度) [大学院博士課程入学者対象]	32
5. 奨学金制度	33

1. 高等教育の修学支援新制度に基づく入学料・授業料減免制度

令和2年度から、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金を申し込み、支援対象者の認定を受けることで、入学料減免、授業料減免および給付奨学金の支給を受けることができる「高等教育の修学支援新制度」が開始されています。また、令和7年度から開始された「多子世帯に対する大学等の無償化」については、前述のJASSOの給付奨学金に申し込み、支援対象者の認定を受けることで、入学料及び授業料が全額免除となるものです。区分によって、提出書類および入学料等の納付時期については以下のとおり取り扱いますので、支援を希望される場合は、必ず手続きをお願いいたします。

なお、修学支援新制度にて入学料および授業料の免除を希望し、下記書類を提出される場合は、事前の入学料の納付（入学手続期間内での納付）は行わないようお願いいたします。

【入学料】

区分	必要書類	入学料納付時期
① JASSOの給付奨学金の予約採用を申し込み、採用候補者となっている場合	➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1 ➢ JASSOからの認定通知のコピー	減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定）
② 入学後にJASSOの給付奨学金の在学採用を申し込む場合	➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1	減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定）
③ JASSOの給付奨学金の申込資格※2を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）で、本学の入学料免除・徴収猶予を申請する場合	➢ 入学料免除申請書／入学料徴収猶予申請書（詳細は30ページをご確認ください。）	入学料免除／徴収猶予の選考結果通知後（令和8年5月下旬／徴収猶予者は令和8年8月末予定）

【授業料】

区分	必要書類	前期分授業料納付時期
① JASSOの給付奨学金の予約採用を申し込み、採用候補者となっている場合	➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1 ➢ JASSOからの認定通知のコピー	減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定）
② 入学後にJASSOの給付奨学金の在学採用を申し込む場合	➢ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」※1	減免対象者の認定通知後（令和8年7月予定）
③ JASSOの給付奨学金の申込資格※2を持たない学生（大学院生、外国人留学生等）で、本学の授業料免除を申請する場合	➢ 授業料免除申請書 ほか（詳細は31ページをご確認ください。）	授業料免除の選考結果通知後（令和8年7月予定）

※1 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」は、大学ホームページの[入学手続ページ内「様式一覧」](#)からダウンロード（印刷）してください。

※2 給付奨学金の申込資格については、「日本学生支援機構給付奨学金の申込資格」[26ページ](#)にてご確認ください。

日本学生支援機構給付奨学金の申込資格 (大学等への入学時期等に関する基準、在留資格等に関する基準)

次の(1)および(2)の両方に該当する人が申し込みます。

(1)大学等への入学時期等に関する基準

以下の①～③のいずれかに該当する人

- ① 高等学校等(※1)を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日(※2)までの期間が2年を経過していない人
- ※1 高等学校等とは、国内の高等学校(本科)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)を指します(インターナショナルスクールや在外教育施設等は含みません)。
 - ※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。

例えば、以下のような人が対象となります。

- ・ 2024年3月に高等学校等を卒業 → 2026年度末までに大学等へ入学した人
- ・ 2023年3月に高等学校等を卒業 → 2025年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人

- ② 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」といいます。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人を含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- ③ 以下のA～Cのいずれかに該当する人(その他、外国の学校教育の課程を修了した人など)

A 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

(イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

(ウ) 文部科学大臣の指定した人

B 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

C 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

(ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

(イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

【次のページにつづく】

(2)在留資格等に関する基準

外国籍の人は、在留資格が次の①～④のいずれかに該当する人のみ申込みができます（日本国籍の人は、上記（１）を満たせば申込みができます）。

申込みの際は、在学する学校（または出身校）を通じて、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」（原本）または在留カードのコピーの提出が必要です（※１）。

- ① 法定特別永住者（※２）
- ② 「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人（※３）
- ③ 「定住者」であって、将来永住する意思がある人
- ④ 「家族滞在」である人（※４）（※５）

※１ 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められた書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

※２ 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第７１号）に定める法定特別永住者を指します。

※３ 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和２６年政令第３１９号）の定めによります。

※４ 「家族滞在」は「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」または「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思のある者に限ります。

※５ 在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」（原本）または在留カードのコピーに加え、「出入国記録の写し」（原本）の提出が必要です。ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

【注意事項】

- ・在留資格の記載が、上記以外の場合は支援対象となりません。
- ・「法定特別永住者」および「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式 1

2026年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、鹿屋体育大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が鹿屋体育大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			2026年 4月入学
	氏 名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等	体育学部 課程	学籍番号	※入学手続時は記入不要
	学 年	昼間・夜間・通信の別	☒ 昼（昼夜開講を含む） ☐ 夜 ☐ 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（*）	(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月		
	過去に本制度の奨学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
	機構の給付型奨学金の申請書（※）			
	(いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
☐ 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
☐ 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				

【次のページにつづく】

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- 給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
- なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があります
 - ② 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があります
 - ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

新制度対象外入学者対象

2. 鹿屋体育大学独自の入学料免除・徴収猶予制度

入学料の免除、または徴収猶予（納付期限を延長する制度）を希望される場合は、下記の要領で取扱いいたしますので、必要書類を取り揃え、期限までに提出してください。

令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）では、従来の制度に代わり、入学料減免、授業料減免および給付奨学金の支給による経済的支援が行われます。経済的支援を希望する学生は、原則として新制度の申込みを行っていただくことになります。以下にご案内する入学料免除および徴収猶予制度は、日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格を持たず、新制度による支援を受けられない方が対象です。

入学料免除・徴収猶予申請は、対象者の家庭状況、経済状況等により提出書類が異なります。提出書類の中には、準備に期間を要するものもありますので、申請希望の場合は早めに申請書類の請求を行い、必要な提出書類をご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 対象

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合（※1）
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、または入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合（※2）
 - ※1 入学料免除申請の場合、上記（1）の事由は、大学院入学者に限り適用され、学部入学者には適用されません。入学料徴収猶予申請の場合は、学部入学者も適用されます。
 - ※2 上記（2）の場合は、資格の有無を確認いたしますので、申請前に以下の問合せ先へ照会してください。
- (3) 日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格（大学等への入学時期等に関する基準、在留資格等に関する基準）を満たさない場合
 注）（1）または（2）の要件を満たし、かつ（3）に該当する方が対象です。

2. 許可の範囲

- (1) 免除の場合 定められた額の全額または半額の納付免除
- (2) 徴収猶予の場合 納付期限を最長で令和8年8月31日まで延長（※納付免除ではありません）

3. 申請書類の請求方法

申請書類は、大学ホームページ（以下URL）から「入学料免除申請書／入学料徴収猶予申請書」をダウンロードしてください。

<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>

4. 申請書類の各期限

- (1) 申請書類の配付開始 令和8年2月上旬から配付
 （ホームページからのダウンロードは1月上旬より可能）
- (2) 申請書類の提出期限 指定された入学手続期間
 ※提出期限後の対応は一切行いません。

5. 注意事項

- (1) 各申請を受理された者は、選考結果の通知があるまでは入学料の徴収が猶予されますので、入学料は納付しないでください。選考結果の通知前に入学料を納付した場合は、申請を辞退したものととして取扱い、いかなる場合も返還いたしません。
- (2) 選考の結果、入学料免除が半額免除または不許可となり、かつ入学料徴収猶予を申請していなかった場合、もしくは不許可の場合は、選考結果の通知日から14日以内に定められた額を納付していただきます。期日までに入学料を納付しなかった場合は、除籍となりますので十分にご注意ください。
- (3) 入学料免除・入学料徴収猶予を申請後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付しなければなりません。

6. 問合せ先・申請書類請求先

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係（入学料免除担当）

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話0994-46-4888

新制度対象外入学者対象

3. 鹿屋体育大学独自の授業料免除制度（令和8年度前期分）

授業料の免除を希望される場合は、下記の要領で取扱いいたしますので、必要書類を取り揃え、期限までに提出してください。

令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）では、従来の制度に代わり、入学料減免、授業料減免および給付奨学金の支給による経済的支援が行われます。経済的支援を希望する学生は、原則として新制度の申込みを行っていただくことになります。以下にご案内する授業料免除制度は、日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格を持たず、新制度による支援を受けられない方が対象です。

授業料免除申請は、対象者の家庭状況、経済状況等により提出書類が異なります。提出書類の中には、準備に期間を要するものもありますので、申請希望の場合は早めに申請書類の請求を行い、必要な提出書類をご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 対象

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合(※1)
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、または入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合(※2)
 - ※1 授業料免除申請の場合、上記(1)の事由は、大学院入学者に限り適用され、学部入学者には適用されません。
 - ※2 上記(2)の理由で免除を希望される場合は、事前に資格の有無を確認いたしますので、申請前に以下の問合せ先へ必ず照会してください。
- (3) 日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格（大学等への入学時期等に関する基準、在留資格等に関する基準）を満たさない場合
 - 注）(1)または(2)の要件を満たし、かつ(3)に該当する方が対象です。

2. 許可の範囲

定められた額の全額または半額の納付免除

3. 申請書類の請求方法

申請書類は、大学ホームページ（以下URL）から「授業料免除申請書」をダウンロードしてください。（申請書類については、配付開始時期を目途にホームページに掲載します。）

<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>

4. 申請書類の各期限

- (1) 申請書類の配付期間 令和8年3月上旬～4月中旬（予定）
- (2) 申請書類の提出期間 令和8年4月中旬～下旬（予定）
 - ※配付期間、提出期間の詳細は、大学ホームページ（上記3と同じURL）でご確認ください。
 - ※提出期限後の対応は一切行いません。

5. 注意事項

- (1) 申請を受理された者は、選考結果の通知があるまでは授業料の徴収が猶予されますので、授業料は納付しないでください。選考結果の通知前に授業料を納付した場合は、申請を辞退したものとして取扱い、いかなる場合も返還いたしません。
- (2) 選考の結果、半額免除または不許可となった場合、通知に基づき、指示された額を所定の期日までに納付していただきます。期日までに授業料を納付しなかった場合は、除籍となりますので十分にご注意ください。

6. 令和8年度後期分の授業料免除希望者の募集

令和8年6月下旬ごろに学内掲示にて通知します。

7. 問合せ先・申請書類請求先

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係（授業料免除担当）

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話0994-46-4888

大学院博士課程入学者対象

4. 学業成績優秀者に対する授業料特別免除制度（令和8年度）

鹿屋体育大学では、学生の勉学意欲の向上及び優秀な人材の輩出を図ることを目的に、学業成績優秀者に対する授業料特別免除を実施しています。

令和8年度においても、大学院修士課程（2年次）または博士課程（博士後期課程及び3年制博士課程を示す。以下同じ。）に在学する者で、前年度（令和7年度）の学術研究活動で特に優れた業績を修めたと認められる学生に対して、下記のとおり授業料の特別免除を行います。

記

1. 特別免除対象者

- (1) 令和8年度修士課程2年次生
- (2) 令和8年度博士課程在学者（令和8年度入学者を含む）
ただし、次の者は除きます。
 - ① 標準修業年限を超えて在学する者
 - ② 長期履修学生として許可された修業年限を超えて在学する者

2. 選考方法

前年度1年間の学術研究活動において、別途定めた「評価基準」による得点が50点以上で、指導教員の推薦を得た者の中から各年次上位3名を選考します。

3. 免除対象授業料

令和8年度前期授業料

なお、「評価基準」による得点が75点以上の場合は、後期授業料も免除対象とします。

4. 申請書提出期限

令和8年4月6日(月)

5. その他

- (1) 特別免除者決定の可否については、5月上旬頃に通知する予定です。
- (2) 経済的理由による通常の授業料免除を希望する場合は、その申請も併せて行ってください。
- (3) 本特別免除を申請した場合は、特別免除者決定まで授業料納入が猶予されますので、それまでは授業料を納付しないでください。

6. 問合せ先・申請書類提出先

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係（授業料免除担当）

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話0994-46-4888

5. 奨学金制度

日本学生支援機構奨学金等の申請等の取扱い

1. 日本学生支援機構（JASSO）奨学金

（1）貸与奨学金（第一種・第二種奨学金）・給付奨学金

●予約採用：本学入学前の学校等において、JASSOの「予約採用候補者」となった者

入学後にインターネット上で登録しなければなりません（進学届）

手続きは以下のとおりです。

- ① 採用時にJASSOから送付された書類の中に「採用候補者決定通知（進学先提出用）」および「進学前準備チェックシート」があることを確認してください。
※大学院採用候補者には、「進学前準備チェックシート」はありません。
- ② 入学時特別増額貸与奨学金について、「採用候補者決定通知」書面にて指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ③ 本学入学後、速やかに「採用候補者決定通知（進学先提出用）」および記入済みの「進学前準備チェックシート」を学生課へ提出してください。
提出方法・提出期限については、学内掲示および本学ホームページにてお知らせします。
- ④ 適切に記入されている者に対し、登録用IDおよびパスワードを交付しますので、各自でインターネット上で入力してください。

詳細は、JASSOから送付された「採用候補者のしおり」で確認しておいてください。

●在学採用：新たに貸与を受けたい者（予約採用候補者をのぞく）

申請希望者に対し説明会を開催し、資料を配付いたします。

説明会は4月上旬～中旬ごろに開催しますので、申請希望者は学内掲示または本学ホームページで日程を確認し、必ず出席してください。事前に奨学金の内容等を確認したい場合は、日本学生支援機構（JASSO）のホームページ等でご確認ください。

※給付奨学金の申請にあたっては、別途入学料減免、授業料減免に係る申請手続きも必要となります。詳細は25ページの「高等教育の修学支援新制度に基づく入学料・授業料減免制度」をご参照ください。

（2）進学等により返還の猶予を希望する場合

本学入学前の学校等において、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、奨学金の返還の猶予を希望する場合は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」の提出が必要になります。希望者は入学後、学生課にて手続きの説明を受けてください。

この手続きにより、本学在学中は、奨学金の返還が猶予されます。

※上記の説明における「在学猶予願」の提出は、本学学部入学者については高等学校等在学時、本学大学院修士課程入学者については高等学校等または大学学部等在学時、本学大学院博士課程入学者については高等学校等または大学学部等在学時または大学院修士課程等在学時に、貸与を受けていた奨学金のそれぞれに手続きが必要です。

2. その他の奨学金

各種の奨学団体から本学に対し奨学生募集の案内があった場合は、その都度学内掲示にて通知します。希望者は通知内容を確認のうえ、申請してください。

IV

入学前の準備等

1. 鹿屋体育大学学生宿舎等について	35
▶朝食摂取および朝食代納入について（お願い）	36
▶令和8年度学生宿舎入居者（新入生）募集要項	37
▶郷之原宿舎（職員宿舎）について	41
▶アパート等をお探しの方へ	41
2. 諸経費の納入に関するご案内	42
① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）	43
② 学研災付帯賠償責任保険	43
③ スポーツ安全保険	43
④ 新入生研修（参加費）	54
⑤ 体育会への入会	57
⑥ 同窓会への入会	58
⑦ 厚生会への入会	59
⑧ リファレンスブックの購入	60
⑨ 公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ 振興教育財団への賛助（お願い）	60
⑩ 学生のための総合保険 （学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）	61
⑪ 学生総合補償プラン	61
3. 予防接種歴に関する調査	76
4. ノートパソコン必携化に伴う機器の準備について	78
5. こころとからだの入学前相談について	79

1. 鹿屋体育大学学生宿舎等について

1. 概要

- (1) 本学学生宿舎は、講義棟から徒歩で約5分の大学敷地内にあります。
- (2) 施設等について
 - ① 1棟70名収容（5階建て）が5棟あり、うち1棟は女子学生専用で、計350名が入居できます。各階には、学年は関係なく、14名ずつ入居しています。
 - ② 居室はすべて個室（洋間10㎡、ビニル床シート、窓、バルコニー設置）で、**棟内・敷地内は禁煙**です。天井照明、電源およびテレビ共聴コンセントあり。カーテン、収納棚はありません。
 - ③ 各階には、捕食談話室（キッチン：流し台・ガスコンロ設置）、洗濯室（洗濯機3台、乾燥機2台）、洗面室、浴室、トイレ、内線電話を設置しており、これらを共同で使用します。
 - ④ 居室内では、インターネット接続サービス（Wi-Fiルータあり）が利用できます。なお、使用料は経費に含まれています。
 - ⑤ AED（自動体外式除細動器）を管理人室前、A棟玄関、E棟玄関に設置しています。

2. 経費

寄宿料、光熱水料（居室・共用含む）、インターネット接続サービス使用料、寝具リース料、共用消耗品費、その他諸経費（受益者負担分）で、令和7年度は月額19,300円となります。

その他、学部学生1～3年生の入居者全員（外国人留学生は除く）、および希望する4年生・大学院生は朝食代を負担していただきます。（令和8年度は96,800円：長期休業期間や土日祝日を除く176日分を予定しています。）

これらの経費は、登録銀行口座引落し（授業料用登録口座から）となります。（年度中途退去の場合は、未使用分を精算し返金します）

3. 生活

- (1) 規則等

入居者は、本学学生宿舎に関する規則等を守るよう義務付けられています。

また、入居者全員が構成員となる自治会「学生宿舎会」の各種活動に参加していただきます。定められたルール、マナーを守れない場合は、指導や退去処分の対象となります。

特に、**学生宿舎敷地内での喫煙※、異性の立ち入りは、発見次第、退去処分**となります。

※本学では、学生宿舎を含め**大学敷地内は全面禁煙**となっています。
- (2) 食事

学生宿舎内に食堂はありません。各階にある捕食談話室（共用キッチン）で炊事ができます。また、構内の学生会館には学生食堂や売店があります。（前述の朝食は、この学生食堂で摂ることになります）
- (3) 寝具

保健衛生上、寝具一式はリース物品を使用していただきます。カバー類は週に一度交換していただきます。リース物品のほか、各自でベッドやその他の寝具を使用していただいても構いません。

なお、リース料は経費に含まれています。
- (4) 駐車場の使用

学生宿舎駐車場は許可制です。駐車台数に限りがあるため、**学部1年生の学生宿舎駐車場の利用申請は原則受け付けていません。**（ただし、社会人選抜入学等者の特別な事情がある者を除く）

学部2年生以上は自動車を持ち込む場合、管理人室で駐車場の空き状況を確認してから利用申請を行ってください。（申請は自動車を持ち込む1週間前から受け付けています）

学生宿舎入居者の大学構内への自動車の乗り入れは禁止です。違反をした場合は、駐車許可の取り消しおよび退去処分となり、さらに、違反を重ねるような場合には、学生の懲戒処分の対象となります。



(5) その他

- ① これまでの入居者は、以下の物を各自で用意しているのが見受けられます。
 テレビ、冷蔵庫、炊飯器、電気ケトル、エアコン、除湿器、扇風機、カラーボックス類
 ※履き物は、原則、居室内に保管です。ただし、居室前廊下にシューズラック（高さ90cm、幅60cm、奥行30cm程度を1台のみ許可）を設置して、そのシューズラックへ置くことは許可しています。
 ※暖房器具（電気ストーブ、ハロゲンヒーター、石油・ガスストーブ等）は、過去に電気ストーブによる火災が発生したため、持ち込み不可としています。ご理解とご協力をお願いします。
- ② マナー（騒音、喫煙、駐車、その他共同生活に関すること）違反を繰り返した場合は、退去処分または次年度の入居選考時の減点対象になります。

4. 入居申し込み方法

学生宿舍への入居を希望する方は、学生宿舍のルールをよく理解したうえで、「令和8年度学生宿舍入居者（新入生）募集要項：37ページ」に沿って出願を行ってください。
 出願手続き期間は、入学者選抜区分により異なりますので、ご注意ください。

■その他、不明な点がありましたら、担当へお問い合わせください。
 鹿屋体育大学 学生課 生活支援係 電話 0994-46-4888

学生宿舍の
 詳細はこちら
 ⇒



学生宿舍入居者の朝食摂取および朝食代納入について（お願い）

本学では、学生に対しスポーツマンとして健康的に大学生活を送っていただくため、朝食を摂ることを奨励しており、平成16年度からは、学生宿舍入居者に対し、朝食を学生食堂で摂ることを大学が関与し強く奨励してまいりました。現在では、保護者の皆様のご理解とご支援を得ながら、学生宿舍に入居している学部学生1～3年生全員（留学生除く）と4年生の希望者が朝食を摂るようになりました。この朝食奨励は、普段、学生宿舍内の捕食談話室で自炊している学生にとっては、栄養バランスのとれた食事を確実に摂ることのできる機会となっており、学生本人、保護者の皆様方からも好評をいただいているところです。

つきましては、これからもキャンパス内の学生食堂において朝食を摂ることを基本とした入居を実施してまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

具体的な提供内容につきましては、入居許可後、別途ご案内いたします。朝食代金の納入につきましては、寄宿料等と合わせて納入くださいますようお願い申し上げます。

なお、令和8年度の予定は下記のとおりです。

記

1. 実施期間（基本日数）

176日：令和8年度予定

- ① 期間 令和8年4月7日(火)：授業開始日～令和9年3月10日(火)：春期休業期間の前日
- ② 夏季休業期間、冬期休業期間、土曜日曜祝日は除きます。
- ③ 遠征試合等につき、朝食を摂らない（欠食する）場合、1週間前までに学生食堂に「欠食届」を提出することで、その分の朝食代金は現金で返金します。

2. メニュー

バイキング方式（内容は日替わりです。献立表配付中）

3. 料金（予定）

- ・ 1食あたり 550円
- ・ 年額 96,800円（550円×176日）

4. 料金の納入方法

1年間分をまとめて、大学に登録してある銀行口座から引き落とします。



令和8年度 学生宿舎入居者（新入生）募集要項

学生宿舎の入居者は、選考により決定します。入居希望の方は、本要項をご確認のうえ出願してください。
 なお、入居を許可された場合の**入居手続期間は、令和8年3月29日(日)～31日(火)の3日間**です。これより前に入居（引越し）することはできませんので、あらかじめご了承ください。

1. 募集内容

(1) 募集対象

総合型選抜（SS）入試、学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜、一般選抜、私費外国人留学生入試、第3年次編入学試験、大学院（修士・博士）入試（第2次募集を含む）

の各試験の受験者・合格者

(2) 募集人員

127名

※居室の状況等により変更になることがあります。

※大学院入試（第2次募集）の受験者は欠員が生じた場合のみ選考を実施します。

あらかじめご了承ください。

(3) 入居許可期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間

※2年目以降、継続して入居を希望する場合も毎年選考を行います。

2. 出願手続き（期間および方法）

(1) 出願期間（土日祝日を除く。最終日は17時15分必着のこと。）

令和8年1月26日(月)～2月18日(水)

※入試区分によっては、入学手続期間と異なる場合がありますのでご注意ください。

※一般選抜及び私費外国人留学生入試、大学院入試（第2次募集）の受験者は受験前の申し込みとなりますので、ご注意ください。

(2) 出願に必要な書類等

① 学生宿舎入居願	・様式は本学ホームページからダウンロード・印刷のうえご使用ください。 ・記入例（39ページ）を参照のこと。
② 身上調書	・様式は本学ホームページからダウンロード・印刷のうえご使用ください。 ・記入例（40ページ）を参照のこと。
③ 所得（課税）証明書	・市町村長が発行した 父母双方の証明書 （または父母の代わりに生計を支えている者の証明書）を提出すること。 ・無収入であっても提出すること。（無収入の場合、非課税証明書でも可） ・源泉徴収票は認めません。
④ 返信用封筒	・選考結果の通知に使用するため、角形2号の封筒に270円分の切手を貼付し、宛名欄に「通知先の住所」「氏名」を明記のうえ提出してください。 ・通知先（宛名）は、原則として入居希望者本人または父母等関係者としてします。

注1）出願時に提出された書類は、学生宿舎入居者選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

注2）入試不合格となった受験者の出願書類は、選考結果通知とともに返信用封筒に同封し、返却します。

(3) 出願書類等提出方法および窓口

① 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は、封筒のおもてに「学生宿舎入居申請在中」と朱書きしてください。

※一般選抜及び私費外国人留学生入試の受験者は、入試の出願書類と封筒を分けて提出してください。

② 書類送付先および受付窓口

鹿屋体育大学 学生課 生活支援係
 〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地
 電話 0994-46-4888
 窓口時間 8時30分～17時15分

【次のページにつづく】

3. 選考

(1) 選考方法（抽選や先着順ではありません）

- ① 選考は、本学学生宿舍規則等に基づき、学生宿舍生活に支障のないこと、自宅通学が困難なこと（自宅の所在地が大学から30km以上）、経済的負担が大きいことなど総合的に勘案し行います。
- ② 提出書類の記入漏れまたは添付書類に不備があった場合、選考から除外します。
また、入居許可後、書類に虚偽の事実が判明した場合は、入居許可を取り消します。
- ③ 大学院入試（第2次募集）の受験者は欠員が生じた場合のみ選考を実施します。

(2) 選考結果の通知

- ① **令和8年3月7日(土)午前10時**に本学ホームページで入居許可となった者の受験番号と入居する棟の部屋番号を掲載します。
- ② **令和8年3月9日(月)までに**、提出された返信用封筒にて許可者には許可通知書（入居手続き関係書類を同封）を、不許可者には不許可通知書を発送します。
■許可となった者で入居を辞退される場合は、必ず令和8年3月12日（木）までに下記の入居辞退者専用フォームからお知らせください。
■学生宿舍の出願書類を提出し、受理された者が本学の入学手続きを行わなかった場合、学生宿舍の出願は無効となります。

4. 入居条件（特記事項）

(1) 次の者は、学生食堂において授業期間中の平日に朝食を摂ること。

令和8年4月時点における学部1年生、学部2年生および学部3年生の全入居者
朝食代は、年間実費額を学生宿舍経費と合わせて納入していただきます。

(2) **借家人賠償（保険金300万円以上）付きの傷害保険等**に加入すること。

万が一の事故に備え、必ず加入してください。

※「学生のための総合保険（学研災付帯学総）」または「学生総合補償プラン」への加入でも可能です。（61ページを参照してください）

(3) **学部新1年生は学生宿舍駐車場へ駐車できません。**

- ① 学生宿舍駐車場は許可制となっており、駐車台数に限りがあるため、**学部1年生の学生宿舍駐車場の利用申請は原則受け付けていません。**（ただし、社会人選抜合格者等の特別な事情がある者を除く）
学部2年生以上が自動車を持ち込む場合は、管理人室で駐車場の空き状況を確認してから利用申請を行ってください。（利用申請は自動車を持ち込む1週間前から受け付けています）
- ② 大学構内も駐車台数に限りがあるため、**学生宿舍入居者の大学構内への自動車の乗り入れは禁止**です。違反をした場合、退去処分となることがあります。さらに、大学構内への乗り入れ違反が度重なる場合には、学生の懲戒処分の対象となります。

出願後の入居辞退について（お願い）

例年、入居者選考決定後の可否については、速やかに通知できるよう努めておりますが、近年、入居許可決定後に入居を辞退されるケースが多くなっております。

本学では、辞退があった場合は、不許可となった方に繰り上げ入居のご案内を行っておりますが、不許可となった方はすでにアパート等の契約を完了されていることが多く、学生宿舍に入居ができず残念な思いをされております。

つきましては、このようなケースが発生することを十分におくみとりいただき、出願後に入居希望を辞退される場合、または許可決定後に辞退される場合は、必ず令和8年3月12日（木）までに下記の入居辞退者用の専用フォームからお知らせください。

【入居辞退者専用フォーム】

<https://forms.office.com/r/XNuDsMLMQN>



学生宿舍入居願の記入例

別紙様式第1号

学 生 宿 舎 入 居 願

①
令和 8 年 3 月 ● 日

鹿屋体育大学長 様

(出願者) ② 所属 武道 ③ 課程 専攻 (令和 8 年度入学)

氏名 白 水 春 子

(父母等関係者) 住所 (〒123-1234)
宮崎県宮崎市宮崎町1番地

③ TEL (0 9 8 5) 1 2 - 3 4 5 6

氏名 白 水 太 郎

このたび、学生宿舍に入居したいので、必要書類を添え父母等関係者連署でお届けします。

なお、入居の際は、学生宿舍の諸規則を遵守することを誓います。

※父母等関係者は、学生が未成年の場合はその親権者とし、成年の場合は3親等以内の家族とする。

上記の要件に合う者が選定できない場合には、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

① 年月日

学生宿舍入居願を提出する日を記入してください。

② 所属

学部生はスポーツ総合または武道を記入し「課程」に○を、大学院生は専攻名を記入し「専攻」に○を付けてください。

③ 父母等関係者

父母等関係者は3親等以内の家族とします。

上記の要件に合う者が選定できない場合には、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者を記入してください。

※注意事項※

- ・記入漏れ、または添付書類が不備の場合は、選考の際に除外することがあります。
- ・入居許可後、書類に虚偽の事実が判明した場合は、入居許可を取り消すことがあります。
- ・提出された書類は、入居者選考のみに使用し、その他の目的には利用しません。

身上調書の記入例

別紙様式第2号 令和 8 年 3 月 ● 日 提出

身 上 調 書				
フリガナ 氏 名	シロミズ ハルコ 白水 春子		男 女	② (スポーツ 総合) 課程 ・ 専攻
① 学籍番号 又は受験番号	99999		令和8年度 入学	1 年
連絡先	(090) 1234-5678			
生 年 月 日	令和 17 年 6 月 5 日 (18歳)			
③ 現 住 所	(〒123-1234) TEL (090) 1234-5678 宮崎県宮崎市宮崎町1番地			
④ 父母等関係者 ※1	フリガナ 氏 名	シロミズ タロウ 白水 太郎	本人との 続 柄	父
	(〒123-1234)	TEL (0985) 12-3456		
	フリガナ	ミヤザケン ミヤザキシ ミヤザキマチ 1パンチ		
	住 所	宮崎県宮崎市宮崎町1番地		
⑤ 緊急連絡先	白水 太郎 (090) 1234-5678			
⑥ 家 族 状 況	氏 名	続柄	⑦ 勤務先・学校等	⑧ 同居・別居
	白水 太郎	父	50 (株) ** 商事	同・別 役員
	白水 花子	母	50 ** 産業(株)	同・別 会社員
	白水 一郎	兄	22 *** 大学	同・別 私立大学
	白水 夏江	姉	20 ** 専修学校	同・別 専門課程・私立
	白水 二郎	弟	16 ** 高等専門学校	同・別 国立高専1年
	白水 秋子	妹	13 ** 中学校	同・別 公立中学校
	白水 冬美	妹	3 なし	同・別
本 人 状 況	健康 良好		既 往 歴	無し
運 動 ・ 趣 味	硬式野球			
その他特記事項				

1. 入学予定者は、学籍番号の欄に、「受験番号」を記入すること。
2. 家族状況の欄には、同居・別居を問わず生計を共にしている家族を記入すること。
3. 既に独立して生計を別にしている兄弟姉妹は記入不要。
※1：父母等関係者は、3親等以内の家族とする。
上記の要件に合う者が選定できない場合には、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者
※2：同居・別居の欄は父母等関係者の住所を中心に判断して○印を記入すること。

① 学籍番号又は受験番号
入学予定者は“受験番号”
を記入してください。

② 課程・専攻
学部生は（ ）にスポーツ
総合または武道を記入し
「課程」に○を、大学院生
は（ ）に専攻名を記入し
「専攻」に○を付けてくだ
さい。

③ 現住所
書類提出日現在の住所を記
入してください。

④ 父母等関係者
父母等関係者は3親等以内
の家族とし、学生宿舍入居
願の父母等関係者と同一の
者を記入してください。

⑤ 緊急連絡先
父母等関係者の携帯電話番
号を記入してください。
携帯電話番号の記入が困難
な場合は、緊急時に連絡が
取れる電話番号（勤務先な
ど）を記入してください。

⑥ 家族状況

同居・別居を問わず、生計を共にしている家族を記入してください。
すでに独立して生計を別にしている兄弟姉妹は記入不要です。

⑦ 勤務先・学校等

書類提出日現在（令和7年度）の状況で記入してください。
学校等に在学している家族がいる場合は、学校名を記入し、備考欄に「国立・公立・私立」の別を記入してください。
高等専門学校に在学している場合は、備考欄に学年も記入してください。
専修学校に在学している場合は、備考欄に「高等課程（国立・公立・私立）」または「専門課程（国立・公立・私立）」を記入してください。

⑧ 同居・別居

父母等関係者の住所を中心に判断して、同居または別居に○を付けてください。

郷之原宿舎（職員宿舎）について

大学院生は、郷之原宿舎（職員宿舎）の入居が可能となっております。大学から約4.2 km、車で約7分と通学に便利な立地です。入居を希望される場合は下記の問い合わせ先に連絡してください。

1. 住所

鹿屋市郷之原町12389番地

2. 料金

区分	間取り	面積	使用料（月額）
1号棟（b規格）	3DK	48㎡	5,472円
1号棟（c規格）	3LDK	64㎡	9,536円
2号棟（c規格）	3LDK	63㎡	9,387円
3号棟（c規格）	3LDK	64㎡	10,304円
駐車場使用料（1台あたり）			2,412円

上記のほか、共益費が3,000円（月額）となっております。

※掲載の料金は令和7年12月1日現在のものです。

3. 問い合わせ先

鹿屋体育大学 施設課計画係

TEL：0994-46-4852

E-mail：sisetu@nifs-k.ac.jp

アパート等をお探しの方へ

本学では、アパート等の斡旋は行っておりません。学生宿舎へ入居する方以外は、各自でお住まいを決めていただくことになります。

以下に大学近辺の主な不動産会社を掲載しておりますので、アパート等をお探しの際はご利用ください。契約にあたっては、契約内容をよく確認したうえで、個人の責任で契約してください。

1. 大学近辺の主な不動産会社（50音順）

- ・ アパマンショップ 西原店 0994-36-0100
- ・ オーリック不動産 鹿屋西原店 0994-45-6607
- ・ 萩原不動産 0994-44-5800
- ・ (有)宝生不動産 0994-40-2330
- ・ (株)ユアホーム 0994-42-2121
- ・ レオパレスセンター鹿児島 050-2016-2319



2. 大学近辺のアパート事情

- ① アパート等の家賃は、間取りや築年数等により異なりますが、1K・1R（6～8畳：キッチン、風呂、トイレ付き）で25,000円～40,000円程度が相場です。大学近辺には学生向けのアパートも多くあり、近くにはスーパーやコンビニ、飲食店などもあります。
- ② 大学周辺の町内会は、白水町、古里町、海道町、上野町、小野原町となります。
また、大学から5kmほど離れると西原地区（西原1～4丁目、今坂町、郷之原町、上谷町）があり、スーパーやコンビニ等も多く生活至便です。
- ③ 学生宿舎生以外の学生のうち、自宅からの通学距離が1km以上である学生は自動車での通学を認めています。自動車での通学を希望する場合は、必ず学生課で駐車許可の申請を行ってください。（通学距離は大学窓口が計測します。不動産会社等の公開情報と異なる場合がありますのでご注意ください。）

2. 諸経費の納入に関するご案内

本学への入学にあたって必要となる諸活動費や福利厚生費は以下のとおりです。

①～⑧の経費は、表記されている金額を、入学手続期間内に入学金と一緒に必ず納入してください。
(ただし、⑦厚生会入会費については、表下の注意事項を参照してください。)

それぞれの詳細については、当該ページでご確認ください。

経費名称		学部		大学院	
		1年生	編入生	修士	博士
①	学生教育研究災害傷害保険 P. 43	3,300円	1,750円	1,750円	2,600円
②	学研災 付帯賠償責任保険 P. 43	1,360円	680円	680円	1,020円
③	スポーツ安全保険 P. 43	8,000円	4,000円	———	———
④	新入生研修参加費 P. 54	3,600円	3,600円	———	———
⑤	体育会入会金および会費 P. 57	50,000円	30,000円	———	———
⑥	同窓会入会金 P. 58	10,000円	10,000円	———	———
⑦	厚生会入会費(※) P. 59	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
⑧	リファレンスブック購入費 P. 60	4,840円	4,840円	———	———
①～⑧の合計		83,100円	56,870円	4,430円	5,620円
⑨	公益財団法人 鹿屋体育大学 体育・スポーツ振興教育財団 賛助会費 P. 60	10,000円/1口 × []口 = ____0,000円			
⑩	【任意保険】 学生のための総合保険 (学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総) P. 61	加入タイプ・加入期間によって保険料が異なります。			
⑪	【任意保険】 学生総合補償プラン P. 61	加入タイプ・加入期間によって保険料が異なります。			

【注意事項】

※ ①～⑥および⑧は、表記されている金額を必ず納入してください。

⑦については、基本的には全員納入していただきますが、大学院入学者において、本学卒業生（修了生）の場合は過去に入会済みであるため、納入していただく必要はありません。

※ ⑨～⑪は任意となります。

なお、⑨は60ページの案内をご覧ください、賛助される場合は他の経費と一緒に納入をお願いします。

⑩・⑪はそれぞれ61ページをご覧ください、加入される場合は案内に従って別途納入をお願いします。

- ① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）
- ② 学研災付帯賠償責任保険
- ③ スポーツ安全保険

本学では、学生が安心して学生生活を送れるように、授業中や課外活動等で発生した事故に対する補償として、入学者全員に①学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）、②学研災付帯賠償責任保険への加入を、さらに学部生には③スポーツ安全保険への加入をお願いしております。

① 学生教育研究災害傷害保険 （学研災） P. 44	授業、学校行事、課外活動および通学中等において発生した事故により被った傷害について補償する制度
② 学研災付帯賠償責任保険 P. 48	授業、学校行事および通学中等において発生した事故により生じた賠償責任について補償する制度
③ スポーツ安全保険 P. 52	スポーツ活動等を行う団体（鹿屋体育大学体育会）を対象とし、個人が課外活動中または課外活動に係る往復中の事故により被った傷害や生じた賠償責任について補償する制度

上記の保険への加入によって、大学生活（日常生活を除く）で発生した事故に対して、一定の安心できる範囲の補償が可能になります。

つきましては、上記趣旨をご理解のうえ、下記のとおり加入をお願いいたします。

なお、補償内容等の詳細につきましては、

- ① 「学生教育研究災害傷害保険のご案内」 P. 44～47
- ② 「学研災付帯賠償責任保険のご案内」 P. 48～51
- ③ 「スポーツ安全保険のしおり」 P. 52～53

をご覧ください。

記

1. 保険料

① 学生教育研究災害傷害保険 （学研災）	3,300円／4年間 2,600円／3年間 1,750円／2年間
② 学研災付帯賠償責任保険	1年間あたり340円
③ スポーツ安全保険	1年間あたり2,000円

[注意事項]

- ・保険料は、修業年限によって異なります。なお、休学または留年等で修業年限を超えて在学する場合は、あらためて加入手続きが必要になります。
- ・在学中に保険料の改定がある場合があります。手続き方法等については学内掲示等により通知します。

2. 納入方法 入学手続期間内に、入学金や他の経費と一緒に納入してください。

3. 保険証券

保険証券は発行いたしませんので、ご了承ください。

4. お問い合わせ窓口

鹿屋体育大学 学生課 スポーツ支援係
電話0994-46-4891

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

本学の学生の皆様へ

2026年4月1日以降 保険開始日	Aタイプ【死亡保険金最高2,000万円】 (特約あり／なし兼用)
----------------------	-------------------------------------

不慮の事故によるケガ等に備える保険

2026年度版

「学研災」のごあんない（「学研災」とは、学生教育研究災害傷害保険の略称です）

国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（ケガ）に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射によって生ずる熱中症」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生に限りま。

保険期間

- ・4月入学生 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- ・9月入学生 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- ・10月入学生 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで

（注）任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については、4ページ「重要事項説明書」注意喚起情報4、保険開始日をご参照ください。

保険金をお支払いする種類

1 教育研究活動中の事故の備えに

熱中症や
食中毒にも
対応！

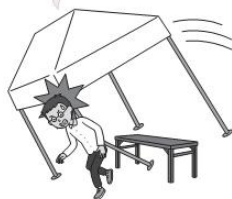
1 実験中
ガスバーナーの火
で火傷を負った…

2 学祭の模擬店でテ
ントが壊れ打撲し
てしまった…

3 学校の階段で
転び骨折した…



4 他校で行われた
テニスの試合で腕を
打撲してしまった…



教育研究活動中とは…
正課中、学校行事中などをいいます。
詳しくは下記をご覧ください！



① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間^(※1)。

② 学校行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間^(※2)。

④ 課外活動中（クラブ活動中）

学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間^(※3)。

- （※1）私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
- （※2）寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
- （※3）学校施設外での危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

2 通学中、学校施設等での移動中の事故^(※4)の備えに

① 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法^(※5)で、住居^(※6)と学校施設等との間を往復する間。

自転車で通学中、
段差で転び、
脱臼した…



② 学校施設等相互間の移動中

通学中と同じ目的、合理的な経路および方法^(※5)で、学校施設等の相互間を移動している間。

3 臨床実習中の事故^(※7)の備えに

接触感染による
感染症予防措置を
受けた場合

医療実習中、
使用済みの注射針で
指を刺してしまった…



- （※4）通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）をつけた場合に限りま。
- （※5）学校が禁じた方法を除きます。
- （※6）勤務地を含みます。
- （※7）接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）をつけた場合に限りま。

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」を取り扱っています。この保険は、学生の皆様に対して、本学での教育研究活動中の不慮の災害事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

1. 保険料一覧

保険期間	基本			特約 ^(※1)		
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約		接触感染予防 保険金 支払特約
				昼間部・夜間部	通信教育	
1年間	650円	100円	100円	350円	40円	20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円	—		1,400円		100円

(※1) 各特約に加入する場合、希望する特約の保険料を加算してください。

※年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。

※通学中等傷害危険担保特約・接触感染予防保険金支払特約において夜間部に6年間の設定はありません。

※通信教育は6年間扱いとなります。

2. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金^(※2)（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(※2) 死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみお支払いします。

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数 ^(※3)	医療保険金
正課中・学校行事中 （治療日数1日から対象）	正課中・学校行事中および課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中 （治療日数4日以上が対象）	学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間 （治療日数14日以上が対象）	1日～3日	3,000円
			4日～6日	6,000円
			7日～13日	15,000円
			14日～29日	30,000円
			30日～59日	50,000円
			60日～89日	80,000円
			90日～119日	110,000円
			120日～149日	140,000円
			150日～179日	170,000円
			180日～269日	200,000円
			270日～	300,000円



入院した場合

入院加算金^(※4)
(180日限度)

入院1日につき
4,000円

（いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。）

(※3)

実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

(※4)

入院加算金は医療保険金の支払有無に関係なく入院1日目から支払われます。

(4) 接触感染予防保険金^(※5)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

(※5) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触（接触のおそれのある場合を含みます）し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

注意事項

- 上記の保険金は、学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

3. 加入手続き

学校^(※6)によって特約の取扱状況や加入に伴う手続きが異なります。学校の案内に従ってください。

(※6) 学校教育法に定める大学等のうち、(公財) 日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

4. 保険金をお支払いしない主な場合

・以下の事由により生じた傷害（ケガ）

保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）・保険金受取人の故意または重大な過失（保険金受取人は、その方が受け取るべき金額部分）、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用した状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然現象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、学校施設外の課外活動として行う山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ポプスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象なりません。

5. その他

・告知義務

告知義務については4ページをご確認ください。

・通知義務

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご連絡ください。

- ・昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
- ・退学した場合（除籍、死亡を含みます。）、
- ・保険期間中に通算して1年以上休学した場合
- ・学部、学科等を変更する場合

・事故が発生したときのご注意

この保険で対象となる事故が生じた場合には、**事故の発生日からその日を含めて30日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を本学の窓口へ申し出た上で、窓口備付けの事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、東京海上日動火災保険株式会社の学校保険コーナーへご連絡ください。**保険金

請求権には、**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

・死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

・保険期間が1年以内の場合

原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）

・保険期間が1年超の場合

原則として90%（保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。）

・個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社の本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、（一社）日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社の東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）、をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご覧ください。個人情報、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険株式会社に提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・この「ごあんない」は学生教育研究災害傷害保険の内容についてご紹介したものです。加入に当たっては、必ず4ページの「重要事項説明書」をよくお読みください。ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、（公財）日本国際教育支援協会のホームページ等でご参照ください。（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、本学担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、加入後は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

・学生教育研究災害傷害保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

・この保険は（公財）日本国際教育支援協会を保険契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方）とする学生教育研究災害傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

〈契約者〉

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL：03-5454-5275 URL：https://www.jees.or.jp/

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

詳細は、上記協会HP掲載の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

日本国際教育支援協会 学研災

検索

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

重要事項説明書

（契約概要・注意喚起情報のご説明）
必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容に記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、（公財）日本国際教育支援協会のホームページ等でご参照ください。ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険株式会社にお問い合わせください。
- ※この「ごあんない」、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いいたします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険約款を解約する権利等は原則として同協会が有します。この保険は、ご加入者が団体の構成員であることを加入条件としています。ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）

①保険金をお支払いする権利、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。（この内容は、注意喚起情報にも該当します。）

(3) 引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）はあらかじめ定められた契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細は2ページをご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。（金融庁ホームページ）



（金融庁ホームページ）

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。保険料の払込方法については学校の指示に従ってください。（この内容は、注意喚起情報にも該当します。）

3. 満期返れい金・契約者配当金・解約返戻金

○この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
○ご契約を解約される場合は、大学等までご連絡ください（包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。）。なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。（この内容は、注意喚起情報にも該当します。）

注意喚起情報（No.3・4は契約概要にも該当）

1. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項*をお申し出いただく義務があります。
・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失があったとしても、被保険者（保険の対象となる方）またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。
※他の保険契約等に関する事項を含みます。

2. ご加入後における留意事項（通知義務等）

○退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやご加入を解除されること等があります。
○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、集計報告書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

3. 保険開始日

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まりま。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まりま。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まりま。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。
②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

3ページをご確認ください。
5. 引受保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

3ページをご確認ください。

7. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者全員にご説明させていただきますようお願いします。

8. 死亡保険金受取人の指定

3ページをご確認ください。

9. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

その他ご留意いただきたいこと

1. 共同契約について

3ページをご確認ください。

2. 代理人からの保険金請求

被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、被保険者または保険金の受取人の配偶者^(*)または3親等内の親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動火災保険所定の条件を満たす方が、被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明させていただきますようお願いします。
（*）法律上の配偶者に限ります。

3. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、「ご契約者」、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）

○以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合（学生教育研究災害傷害保険、通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約を含みます。）、お支払いする保険金
- ☐ 保険金額（ご契約金額）
- ☐ 保険期間（保険のご契約期間）
- ☐ 保険料・保険料払込方法
- ☐ 保険の対象となる方

2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎0120-587-050（フリーダイヤル）

受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は除く）

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

☎0120-868-066（フリーダイヤル）

受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は除く）

指定紛争解決機関（注意喚起情報）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

☎0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日9:15-17:00

（土・日・祝日・年末年始は除く）

東京海上日動火災保険は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（一社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

対人・対物事故に備える保険

正課や学校行事中等での賠償責任
事故を補償します（国内外）。

「学研災付帯賠償責任保険」のごあんない

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校に在籍する学生で、かつ、学研災^(※1)に加入している学生に限ります。

（※1）「学生教育研究災害傷害保険」の略称

保険期間

- ・ **4月入学生** 4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで
- ・ **9月入学生** 9月1日午前0時から翌年8月31日午後12時まで
- ・ **10月入学生** 10月1日午前0時から翌年9月30日午後12時まで

（注）1年間加入の場合です。複数年加入の場合、その期間の終了する年度の各終期までとなります。

（注）任意加入（学生が加入を決める場合）で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については4ページをご参照ください。

このような賠償責任事故の備えに



Aコース（学研賠）

正課中や通学中などに起こしてしまった事故の備えに！

正課中、学校行事中、およびその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します！

（注）Aコースに加入した場合、Bコースに加入する必要はありません。

Bコース（インターン賠）

インターンシップや教育実習などに限定！

インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復中に発生した賠償責任事故を補償します！

（注）医療関連実習、薬学教育実務実習を除きます。
（注）学校が正課、学校行事または課外活動^(※3)と認めたものに限りです。

Cコース（医学賠）

医療関連実習中も安心！

医療関連学部の実習中、学校行事中およびその往復中などに発生した賠償責任事故を補償します！

（注）Cコースに加入した場合、AコースおよびBコースに加入する必要はありません。



学研賠(Aコース): 学生教育研究賠償責任保険 / インターン賠(Bコース): インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 / 医学賠(Cコース): 医学生教育研究賠償責任保険

加入手続

学校^(※2)によって取り扱うコースや加入に伴う手続が異なりますので、学校^(※2)からの案内に従ってください。

（※2）学校教育法に定める大学等のうち、（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

補償内容

国内外において、学生（被保険者）が正課、学校行事、課外活動^(※3)またはその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

（※3）学校の規則に則った所定の手続により、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払の対象とはなりません。ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動（学校が禁じているもの等は除きます。）に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含まれます。

本学は、（公財）日本国際教育支援協会が運営する「学研災付帯賠償責任保険」を取り扱っています。この保険は、学研災の加入者に対して、本学での教育研究活動中の賠償責任事故に対する補償を提供するものです。詳細は、同協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

学研災付帯賠償責任保険

1. 対象となる活動範囲

活動範囲	コース	Aコース ^(※1) (学研賠)	Bコース ^(※2) (インターン賠)	Cコース ^(※3) (医学賠)	(※1) 医療関連実習を除きます。某学教育実務実習を含みます。
インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復 ^(※4)		○	○	○	(※2) 医療関連実習および某学教育実務実習を除きます。
上記以外の正課、学校行事およびその往復		○	×	○	(※3) 医療関連実習を含みます。
医療関連実習 ^(※5) およびその往復		×	×	○	(※4) 学校が正課、学校行事または課外活動と位置づけている場合に限りです。
					(※5) 医療関連学部・(学)科が、正課または学校行事として位置づけて行う実習をいいます。

2. 保険金額（支払限度額）・保険料

	Aコース	Bコース	Cコース	(※6) 被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。
支払限度額 ^(※6)	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額 ^(※7) :0円）			(※7) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
1名当たり保険料	1年間 340円	210円	500円	
	2年間 680円	420円	1,000円	
	3年間 1,020円	630円	1,500円	
	4年間 1,360円	840円	2,000円	
	5年間 1,700円	1,050円	2,500円	
	6年間 2,040円	1,260円	3,000円	

※年度途中にご加入される場合も保険料は1年間単位となります。

※保険期間中の解約は可能ですが、当該年度分の保険料の払い戻しはありません。

3. 補償の対象となる場合

◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

1. 次に掲げる事由により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合

ア. 上掲の表の「活動範囲」に定める活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故（施設賠償責任保険）

イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および、被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動（1ページの※3）の成果物（薬剤を含み、以下「生産物」といいます。）に起因する偶然な事故（生産物賠償責任保険）

2. 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）

【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

4. 補償の対象とならない主な場合

◆詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

・共通

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤排水または排気起因する賠償責任
- ⑥核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）。ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
- ⑦被保険者が行う次の行為に起因する損害

・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

・薬品の調剤、投与、販売または供給
・あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 等

※ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて某学教育実

③他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たする場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払方法】

上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（受託者賠償責任保険の場合、事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。）

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。

⑧サイバー攻撃

・施設賠償責任保険

①自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害

②汚染物質の排出、流出、いつ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）

③石棉、石棉の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害等

・生産物賠償責任保険

①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った活動の結果に起因する損害

②生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任

③日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟

④汚染物質の排出、流出、いつ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用（ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ、引受保険会社に所定の期間内に通知した場合を除きます。）

⑤石棉、石棉の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害等

学研災付帯賠償責任保険

・受託者賠償責任保険

- ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ③自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取または詐欺

- ④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
- ⑤給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははい出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははい出による損害
- ⑥受託物の使用不能に起因する損害 等

5. その他

・加入後における留意事項

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご連絡ください。

- ・学部、学科等を変更する場合・保険期間中に通算して1年以上休学した場合・加入コースを変更する場合・退学する場合

・他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ①他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等から支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

・事故が起きたときの手続き

保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく電話で東京海上日動の学校保険コーナーへ次の内容をご連絡ください。
・自分の氏名、年齢、在籍する学校名・事故発生日、時刻・事故発生場所・被害者の氏名、年齢・事故の原因・被害（傷害、損壊等）の程度
また、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へ事故を起こしたことを通知し、引受保険会社へ連絡したことを報告してください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には**時効（3年）**がありますのでご注意ください。

・示談交渉サービスについて

示談交渉サービスは行いません。この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、学生（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

・先取特権について

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

・引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）」またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます（保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。）。

・個人情報取扱いについて

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえで参考とするために、他の保険会社、（一社）日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険（株）のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。個人情報、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険（株）へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

・重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険（株）はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者が東京海上日動火災保険（株）にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者に詐欺の行為があった場合 等

・この「ごあんない」は、学研災付帯賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）の概要について説明したものです。詳細は、（公財）日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等により、ご不明の点については、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。お申込みになる方と被保険者が異なる場合は、この「ごあんない」の内容を被保険者にご説明くださるようお願いいたします。

・学研災付帯賠償責任保険は、（公財）日本国際教育支援協会と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

・学研災付帯賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款、学研災付帯賠償責任保険特約条項等に基づく施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険のペットネームです。

〈契約者〉

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 TEL：03-5454-5275 URL：<https://www.jees.or.jp/>

詳細は、上記協会HP掲載の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご覧ください。

日本国際教育支援協会 学研災

検索

学研災付帯賠償責任保険

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明)
必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - 注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については同協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
- ※加入者証等は発行されませんのでこの「ごあんない」、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いいたします。

契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生で、かつ、学研災に加入している学生を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同協会が有します。

ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページをご確認ください。

(2) 補償内容・保険期間(保険のご契約期間)

①支払事由(補償の対象となる場合)、お支払いする保険金、②主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)、③保険期間等については、1～3ページをご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約コースの中からお選びいただくこととなります。ご契約コースについての詳細は2ページをご確認ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約コースなどによって決定されます。保険料については、2ページをご確認ください。保険料の払込方法については、学校の指示に従ってください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

3ページをご確認ください。

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項*をお申出いただく義務があります。
・加入の際、告知事項が記載されていない場合、告知事項が事実と違っている

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

る場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険の対象となる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていない場合、記載事項が事実と違っているときも同様です。
※他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. 通知義務等

(1) ご加入後における留意事項(変更事項の通知等)

退学等の際の通知や事故などが発生した場合の手続き等については3ページをご確認ください。

(2) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

4. 保険開始日

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が、4月1日以降のときは支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が責任開始となります。

②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日は決議日時より遡ることはできません。

5. 主な免責事由(補償の対象とならない主な場合)等

2～3ページをご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

7. 個人情報の取扱いについて

3ページをご確認ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 共同保険について

共同保険については、3ページをご確認ください。

- ☐支払事由、お支払いする保険金
- ☐保険金額(支払限度額)
- ☐保険期間(保険のご契約期間)
- ☐保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませしたか?

特に「注意喚起情報」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意*」、「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

※例えば賠償責任が補償されるご契約の場合に、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎0120-587-050 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

☎0120-868-066 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は除く)

指定紛争解決機関(注意喚起情報)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日9:15-17:00

(土・日・祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

令和7年度
(2025年度)

スポーツ安全保険のしおり

4名以上の団体・グループ
でご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）



学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和8年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額		
				死 亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内					
子ども (中学生以下) (特別支援学校高等部の生徒を含む。)	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円		
	2026年度よりC区分の掛金は、2,000円に改定されます。										
大人 (高校生以上)	C 64歳 ^{注1} 以下	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。) ※A2区分で対象となる活動も補償	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円		
	B 65歳 ^{注1} 以上		1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円				
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円				
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円		
ワイド コース	子ども (中学生以下) (特別支援学校高等部の生徒を含む。)	AW	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円	
					熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
	大人 (高校生以上)	CW 64歳 ^{注1} 以下	▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円	
					熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
		BW 65歳 ^{注1} 以上	▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円	
					熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外

注1 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。
また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心臓喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的見解所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性股関節症、腰椎分離など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動車、原動機付自転車を含む。）、航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）、船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）、の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ⑥ サイバー攻撃 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW・BW・CW区分については一部対象となります。） (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故 など
突然死葬祭費用保険	
(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心臓喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険

ケガをされたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無
- ※事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。
- ※入通院保険金請求額が30万円以下の場合には東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。

賠償責任保険

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊^(注1)の程度など
- (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるように、現場写真や修理見積書をとっておいてください。
- ※示談交渉は被保険者（加害者）に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

- ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動）

※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先（平日9:00～17:00）	都道府県	事故時の連絡先（平日9:00～17:00）
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027/011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057/052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037/022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 京都 兵庫 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067/06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 群馬 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047/03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 岡山 山口 香川 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085/082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡県	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059/054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町1-7-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095/092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11

https://www.sportsanzen.org

03-5510-0033

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第二部文教公務室

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

☎0120-233-801(平日9:00～17:00)

(共同引受保険会社(令和7年4月予定))

あいおい火災 共栄火災 損保ジャパン 大同火災

東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外交保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外交保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。

④ 新入生研修（参加費）

本学では、毎年4月に学部新入生全員を対象として、有意義な学生生活を過ごすにあたり、より良い人間関係を形成する「場」を提供し、体育会役員等である上級生や教職員、学生相互のコミュニケーションを深めることを目的として「新入生研修」を実施しています。

学部新入生（1年生及び第3年次編入生）全員が対象となりますので、必ず新入生研修参加費を納入いただきますようお願いいたします。

また、食物アレルギーに関して対応を希望される場合や、身体的・精神的な障がい等により配慮が必要な場合、研修への参加が困難な場合は、お手数ですが別紙「食物アレルギー連絡票」「新入生研修にかかる合理的配慮依頼書」を入学手続書類と一緒に提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 参加費 3,600円（昼食、野外炊飯費、施設使用料、交通費等として）

2. 納入方法 入学手続期間内に、入学金や他の経費と一緒に納入してください。

3. 日程等

① 実施日	令和8年4月4日(土)
② 場所	鹿屋体育大学および国立大隅青少年自然の家
③ 携行品	筆記用具、タオル、体育館シューズ、長袖シャツ、 長ズボン（防寒・虫刺され、外傷予防）、雨具、常備薬、 その他野外活動に必要なもの

4. 様式 特段の配慮をご希望の方は、大学ホームページから以下の様式をダウンロード（印刷）し、必要事項をご記入のうえ、入学手続書類と一緒に提出してください。

- ・食物アレルギー連絡票
- ・新入生研修にかかる合理的配慮依頼書

5. その他 詳細なスケジュールは新入生オリエンテーション時に説明します。

6. お問合せ窓口

鹿屋体育大学 学生課 学生企画係
電話0994-46-4882

(別紙)

※**該当者のみ、入学手続き書類と一緒にご提出ください。**

食物アレルギー連絡票

医師により診断され、自宅や学校等で除去されている場合のみ対応します。

※希望の対応を下記の中から選んで「希望対応」欄に○を付してください。
食物アレルギーで症状の重い人は、対応できない場合もあります。

A	持参品対応（アレルギー症状が重い又はアレルゲン食材が多い） ・食堂の冷蔵庫・冷凍庫での保管と加熱対応を希望する
B	利用者がメニューを見ながら自己判断で食べられる (可能な範囲でアレルギー代替食品を用意します)
C	特に対応の必要なし

利用者氏名 (学生)			年齢	
利用者(学生)の 電話番号				
アレルゲン食材 (該当するすべてのアレルゲン食材 に○をしてください。その他のアレ ルゲン食材がある場合は、[]内 にすべてご記入下さい。)	卵・乳・小麦・落花生・そば・かに・えび その他「 ☐ 」		希望対応	A・B・C
エピペンの持参	有・無			有・無
調理用油の共有は可能か				
その他連絡事項				
緊急連絡先(氏名)	続柄	緊急連絡先(電話番号) ※携帯電話など緊急時にすぐに連絡の取れる番号を記載してください		

※本票を基に、担当者が詳細を確認するために連絡させていただくことがあります。

※この連絡票は、アレルギー対応以外に使用しません。

お問い合わせ窓口
鹿屋体育大学 学生課 学生企画係
電話 0994-46-4882

※**該当者のみ、入学手続き書類と一緒にご提出ください。**

新入生研修にかかる合理的配慮依頼書

【合理的配慮について】

身体的・精神的な障がいにより、配慮が必要な場合や研修への参加が困難な場合は、以下にてお知らせ下さい。

利用者氏名（学生）	利用者電話番号	病名や障がいの種類等をご記載ください	診断書等の有無 (○をつけてください)
			あり・なし
依頼内容		入学後の授業等における合理的配慮希望について	
※必要な配慮依頼内容を具体的にご記載ください。		希望する方へチェックをお願いいたします。 ☐ 授業等での合理的配慮を希望する。 ☐ 新入生研修以外での配慮を希望しない。	
父母等関係者氏名		父母等関係者連絡先（電話番号）	

※本票を基に、担当者などへ確認するために連絡させていただくことがあります。

※この連絡票は、「新入生研修以外での配慮を希望しない」を選択した場合は新入生研修における配慮以外に使用しません。「授業等での合理的配慮を希望する」を選択した場合は、今後の対応のため、学生支援室より連絡をいたします。

お問い合わせ窓口
 鹿屋体育大学 学生課 学生企画係
 電話 0994-46-4882

⑤ 体育会への入会

鹿屋体育大学体育会は、本学の学生が組織する全学的組織であり、課外活動の充実とともに学生相互の親睦を図り、良き人間関係を助長し、もって学生の自治活動の発展に寄与することを目的として、開校初年度の昭和59年に発足、令和8年度で43年目を迎えます。

体育会は、大学当局の指導・助言の下、学生団体の自主的活動として、課外活動、蒼天祭など学生が主催する全学的行事、学生生活の福利厚生および学外団体との交流（九州地区大学体育協議会等）等の事業を実施しています。

学部入学学生全員が対象となりますので、必ず体育会への入会および参加費を納入いただきますようお願いいたします。

記

1. 入会金および会費 入会金 10,000円
会費 10,000円／1年

2. 納入方法 入学手続期間内に、入学金や他の経費と一緒に納入してください。

第43代鹿屋体育大学体育会
会長 小 浜 心 夢

課外活動を通じて得られる様々な体験は、学生生活をより充実させ、一生忘れることのできない素晴らしい思い出につながります。

このため、本学では、学生諸君がそれぞれの関心と適性に合った課外活動団体に属し、自主的かつ積極的に活動することを強く勧めています。現在は、体育系の23団体が課外活動団体として許可を受け、ほとんどの学生がいずれかの課外活動団体に加入し活動しているところです。これは体育大学として望ましい姿だと考えています。

鹿屋体育大学体育会は、これらの団体を代表する唯一の全学的組織です。この体育会は、学生の課外活動の充実と人間形成の場として、種々の事業を実施し活動していますので、新入生の皆さんも体育会に入会して体育会の発展に寄与されるようお願いいたします。

鹿屋体育大学
学長補佐（学生支援担当）
藤 田 英 二

⑥ 同窓会への入会

鹿屋体育大学同窓会は、会員相互の親睦を図るとともに鹿屋体育大学の教育・研究の進展に寄与することを目的として、卒業生を正会員に、在校生を準会員として活動を行っております。

この春には、39期生が卒業し、約6,800人の会員を擁する大きな組織となり、各方面で本学の同窓生が活躍しております。

常務として本同窓会は、同窓生名簿の管理、年1回の総会の開催および在校生の就職支援事業等も計画しております。それらの経費は、会員の会費等で運営されております。

つきましては、本会の運営にご理解をいただき、同窓会会費を納入いただきますようお願いします。

記

1. 会 費 10,000円（終身会費として）
2. 納入方法 入学手続期間内に、入学金や他の経費と一緒に納入してください。

鹿屋体育大学同窓会
会長 北 村 尚 浩

⑦ 厚生会への入会

本学には、学生および教職員の福利厚生充実、増進を図ることを目的として、鹿屋体育大学厚生会という団体があり、学内の売店の運営や学生が参加する学内イベントへの補助、銀行ATMの設置など福利厚生に関するさまざまな事業を行っています。

本厚生会は、本学に在学するすべての学生および教職員が会員となっています。

つきましては、本厚生会の趣旨をご理解いただき、下記のとおり会費を納入いただきますようお願いいたします。

なお、鹿屋体育大学卒業生および教員は、既に入学済みのため、入会費の納入は不要です。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 会員の期間 | 在学期間中 |
| 2. 入会費 | 2,000円 |
| 3. 納入方法 | 入学手続期間内に、入学金や他の経費と一緒に納入してください。
ただし、鹿屋体育大学卒業生および教員は、既に入学済みのため、入会費の納入は不要です。 |
| 4. お問い合わせ窓口 | 鹿屋体育大学 学生課 生活支援係
電話0994-46-4889 |

⑧ リファレンスブックの購入

本学では、スポーツ・武道および体育・健康づくりに関して、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身に付けるために、指導者育成のための授業を多く展開しております。特に、令和3年度から始まっている新カリキュラムでは、次の授業科目において、公益財団法人日本スポーツ協会が発行している「リファレンスブック」をテキストとして使用します。

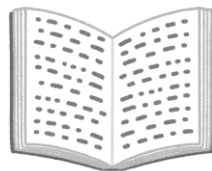
※キャリアデザインⅠ（1年前期・必修科目）、スポーツ指導実践概論（1年後期・必修科目）、コーチ学概論（2年後期・選択科目）、スポーツと法（3年前期・選択科目）で使用

なお、このリファレンスブックは授業のみならず、指導者としての資格取得や、今後の指導者人生において振り返る際にリファレンス（参照・照合）するのに必須なものとなってくるはずです。

つきましては、以上の趣旨をご理解いただき、下記のとおり書籍購入代金を納入いただきますようお願いいたします。

記

1. 書籍代 4,840円
2. 納入方法 入学手続き期間内に、入学金や他の経費と一緒に納入してください。
3. 配付時期 入学後に配付します
4. お問合せ窓口
鹿屋体育大学 教務課 キャリア支援係
電話0994-46-4883



⑨ 公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団への賛助（お願い）

公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団は、鹿屋体育大学における体育・スポーツの振興と競技力の向上に資するとともに、地域スポーツクラブの振興などに寄与するため、昭和58年に鹿児島県および大隅半島19市町の自治体、地元経済界などからのご寄付により設立され、以来今日まで教育の振興に資するために必要な助成、スポーツ活動において優秀な競技成績を収めた学生または競技団体に対する奨学金の給付およびスポーツ奨励費の授与、国際交流事業の支援など幅広い目的をもって事業を展開してまいりました。

このたび、ご協力をお願いいたします「賛助会費」は、鹿屋体育大学の教育振興、全学的な行事等への支援のために活用しております。

つきましては、本財団の設立の趣旨、事業内容にご理解を賜り、「賛助会費（1口1万円）」を入学手続きの際に納入いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、「賛助会費」のご協力をいただいた場合は、保護者の皆様やご子息、ご息女に対する大学内のニュースおよび学生・教職員の動向等を掲載している財団新聞『蒼天』に、ご氏名と賛助額を掲載のうえ報告させていただくこととしておりますので、掲載について差し支えのある場合には、その旨を担当窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

公益財団法人鹿屋体育大学
体育・スポーツ振興教育財団
理事長 風 呂 井 敬
(担当窓口)
電話0994-46-4827

⑩ 学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

⑪ 学生総合補償プラン

本学では、学生が安心して大学生生活を送ることができるよう授業中をはじめ、学校行事や課外活動中に発生した事故等に対して広く補償する制度を以下のとおり設けています。

43ページから53ページで案内している①学生教育研究災害傷害保険、②学研災付帯賠償責任保険、③スポーツ安全保険は、入学者全員が加入（ただし、スポーツ安全保険は学部入学者のみ）する制度ではありますが、大学生生活を送るにあたって、①～③では補償がカバーできないものもあることから、「⑩学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）」および「⑪学生総合補償プラン」の2つの制度を設けました。全員が加入する①～③に加え、いずれかの制度へ任意加入されることをお薦めしています。

【保険内容】

⑩ 学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総） 62～69ページ

⑪ 学生総合補償プラン 70～75ページ

【申込み方法】

希望する保険のオンライン加入方法・申込締切をパンフレットでご確認のうえ、保険期間やプランに応じた保険料をお支払いください。

【各保険の概要】

全員加入の①～③の制度および⑩～⑪の制度の概要は以下のとおりです。

①	学生教育研究災害傷害保険	正課中・課外活動中（通学中も含む）に被った傷害災害を補償する制度
②	学研災付帯賠償責任保険	正課中・学校行事など（通学中も含む）に発生した事故により生じた賠償責任を補償する制度
③	スポーツ安全保険	課外活動中（通学中も含む）に被った傷害災害および生じた賠償責任を補償する制度
⑩	学生のための総合保険 （学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）	①～③では補償がカバーできない日常生活全体に補償範囲を広げたもので、主に、ケガ・病気や賠償責任の補償のほか、扶養者の方に万一のことがあった時の学資費用、学生宿舍・下宿学生の借家人賠償責任など、総合的にかつ幅広く補償する制度
⑪	学生総合補償プラン	
		※学生宿舍入居者は、この保険でカバーされている借家人賠償保険の加入が義務付けられています。（注）

（注）紹介する⑩・⑪の保険以外の借家人賠償保険の加入でも構いません。

【お問合せ窓口（学外）】

⑩付帯学総

学生生活総合保険相談デスク

電話 0120-811-806

Web「TAC ふたいがくそう」で検索

⑪学生総合補償プラン

株式会社ウインライフ鹿屋支店

電話 0994-46-2844

学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

鹿屋体育大学からの重要なお知らせです。必ずご確認ください。

鹿屋体育大学 学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）



学研災キャラクター サイちゃん

学生生活（学内外）を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に このような“学生”にご加入をおすすめします。

部活・
サークルを
はじめる



自転車
を
運転する

自転車条例にも対応！



一人暮らしを
はじめる



アルバイト・
インターシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任補償にセットされます。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

※学生教育研究災害傷害保険
（本学は学研災に全員加入しています。）

申込締切：2026年3月31日(火)

※4月1日を補償開始日とする場合、
必ず締切日までにお振込みください。

- 申込締切に関わらずお申込みいただけます。中途加入ご希望の場合、お支払い日翌日からの補償開始となります。
 - 2026年4月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。
（Webサイトで保険料をご確認できない場合は、パンフレット裏面記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。）
 - 退学等の場合には解約手続きが必要になります。一部保険料を返金しますので、パンフレット裏面記載の取扱代理店までお問い合わせください。
- （4月1日以降・WEB手続き（コンビニ払）の中途加入ご注意点）
- 毎月25日～月末までにWEB加入サイトにてお手続きされた場合、補償開始日は最短でも翌月1日となります。
 - 例①：4月25日にお申込み手続きを行い、4月26日に保険料のお振込みをされた場合、補償開始日は5月1日となります。
 - 例②：4月25日にお申込み手続きを行い、5月5日に保険料のお振込みをされた場合、補償開始日は5月6日となります。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約26円～

※Cタイプ（保険期間4年）の場合

申込はWEBで

簡単3分

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0048000>



◆保険金のご請求は、Web
（右のQRコード）をご利用
ください。



お問い合わせ先
（手続方法・保険内容等）

学生生活総合保険相談デスク

<Web> 「ITAC ふたいがくそう」で検索 → 大学生の保険（付帯学総）
<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

<電話> ☎ 0120-811-806 受付（土日祝日を除く 9:30～17:00まで）
IP電話からは03-6629-5258をご利用ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ！

学生生活にはこんなリスクが！
付帯学総が学生の“万が一”を手厚くサポート

学生に保険は必要？



部活・サークル活動をはじめて…

【事故事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に90,000円
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円の補償**がされた

付帯学総に加入していれば

治療費として**90,000円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車を運転して...

【事故事例】

授業の帰りに**自転車**で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学総に加入していれば

パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

—人暮らしをはじめて…

【故事事例】

初めての一人暮らし、洗濯機を回したまま**外出**した際に排水ホースが外れて床全面に**水漏れ**してしまっただ。修繕費用として**30万円**かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは補償されない

付帯学級に加入していただければ

修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い

アルバイト・インターンシップを
…こめじ

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースは補償されない

付帯学級に加入していただ

パソコン・ネット5ページの「3 治療費用」で補償されます。

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約26円～

WEBから
簡単に加入

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites>.

まずは詳しい補償項目をみてみよう!!

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

※学研研究に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

付帯学総は、学生の“万が一”を手厚くお守りします。

このページは補償の概要を示したものでございます。詳細はP.5をご参照ください。また、保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」を必ずご確認ください。

医療保険・学費

補償内容

補償内容・加入

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

学生が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

治療費	入院費	手術費	その他
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

加入者の
90.5%
が安心!



保険金お支払い例
治療費用（病室）：発熱のため通院
...お支払い保険金 **3,860** 円
治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
...お支払い保険金 **12,220** 円

無料付帯 **メディカルアシスト 24時間365日対応**
こんな時どうすればいい？あなたが困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。



旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい
医療機関案内
急に激しい頭痛。
どうしたらいいの...
緊急医療相談

※電話をかけるおよび相談にあたっての情報は、補償範囲するご契約プランに異なります。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償



自転車条例
にも対応

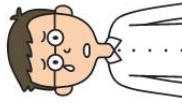
加入者の
92.5%
が安心!



示談交渉セット
自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。
※保険が適用の範囲外に属する場合は、補償を受けることができません。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があつたとき、学生のご卒業までの授業料を補償



加入者の
88.5%
が安心!

育英費用保険金をお支払い
扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償
扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。
※支払対象期間中の支払金額としてに学資費用保険金限度額として内閣府が定める教育費の調査結果を参考にしています。

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救済者費用等

学生の急な入院に駆け付けたいときも



※3日以上の入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

一人暮らしをする学生が、借家を傷つけてしまっても



生活用動産

一人暮らしを
狙われ
盗難被害に
あっても

※補償額：1年額 5,000円



死亡・後遺障害

学生に
万が一が
あつた
ときも

※補償額：1人暮らしの場合に1人1人による事故によるケガまたは集中治療室の滞在が対象となります。



申込はこちら！
簡単 3分
<https://insurance.saiyousei-shin.com/japanese/04000>
またはLINE: 090-404000

（※）付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方20人のアンケート結果は2024年10月 東京海上日動調べ、調査会社：マロロミ

学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉付

個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約

自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（※1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害^(※1)

傷害補償基本特約＋学校管理下中不担保特約＋天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用）

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ

国内外で学生本人がケガや熱中症で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

3 治療費用（入院・通院）^{(※1)(※2)(※3)}

通院 1日目から補償

医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償）＋入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償）＋天災危険補償特約（医療費用補償）

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

3	4,580	4
自己負担額		
自己負担額		



ケガ・病気

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、入院中の手術も含めて健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

（※2）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2026/4/15 のケース

60日を経過した日：2026/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2026/6/30

2026/4/15～2026/6/30の治療がお支払対象

（※3）保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（※4）自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。



4 救護者費用等

救護者費用等補償特約＋救護者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガや熱中症、または病気にかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、学生本人またはその親族等が交通費や宿泊料、捜索救助費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遗体輸送費用をお支払いします。

5 育英費用・傷害学資費用・疾病学資費用^(※1)

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約・天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用）

扶養者がケガや熱中症で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者がケガや熱中症によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達した場合は、親権者である必要はありません。）

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用についてケガや熱中症に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金

（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害、病気による死亡）

お支払対象期間中^(※2)に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

（※2）お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用財産

一人暮らし限定

住宅内生活用財産特約＋住宅外等追加補償特約＋新価保険特約

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）	5,000円
-------------	--------

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。



7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約
ばやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。



Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

付帯学総
Q&A

学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1年あたりに
換算すると 約 **9,198円**～

※Cタイプ（保険期間4年）の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 治療費用(入院・通院) ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	治療費用(入院・通院) ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 育英費用 ^(※4)	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	傷害学資費用 ^{(※4)(※5)}	100万円	100万円		100万円	100万円	
	疾病学資費用 ^{(※4)(※5)}	100万円	対象外		100万円	対象外	
6 生活用動産 ^(※6)		対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
	7 借家人賠償責任 ^(※6)				300万円	300万円	300万円

地震・噴火・津波による
ケガまたは熱中症も補償

保 険 料 (卒業までの一括払)	天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2030年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	74,320円	43,540円	36,790円	80,310円	49,530円	42,780円
	2029年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	50,500円	32,610円	28,300円	55,090円	37,200円	32,890円
	2028年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	30,400円	22,180円	19,800円	33,610円	25,390円	23,010円
	2027年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	14,420円	12,280円	11,310円	16,260円	14,120円	13,150円

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
- (※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次^(※7)までの期間です。
- (※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。
- (※7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次 ^(※7) に応じて
4年間	2030年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2030年4月1日（午後4時）まで4年間
3年間	2029年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2029年4月1日（午後4時）まで3年間
2年間	2028年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2028年4月1日（午後4時）まで2年間
1年間	2027年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2027年4月1日（午後4時）まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率〔30%〕が適用されています。

付帯学総とは

補償内容

補償内容・プラン

学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ！簡単3分でご加入できます。

① サイトへアクセス

QRコードから
特設サイトへアクセス



② 事前登録

事前登録には
メールアドレスが
必要になります。

③ 加入タイプの選択

加入タイプ選択の際には、
適宜パンフレットを
ご参照ください。

④ 加入内容 の入力

⑤ コンビニ の選択



⑥ コンビニで保険料払込 保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで！！

サイトのご利用 8:00～22:00の間でご利用ください。

保険料のお支払い コンビニエンスストアで24時間、365日お支払いが可能です。

※コンビニ払い手数料は振込人負担です。
※1申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め30万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。なお、現金のみのお取り扱いです。
※左記以外のコンビニはお取り扱いできません。

⑦ 6月中旬頃加入者証 の到着

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますので安心ください。加入者証到着までは領収証を保管してください。
※送付先は加入者住所です。

※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。

※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※Web加入ができない場合、払込取扱票にて郵便局でお手続きいただけます。加入方法については払込取扱票裏面の加入方法をご確認ください。

★注意★ご加入できるプランは大学によって異なります。以下URL・QRコードに掲載の補償の概要等は大学によってはご加入できない補償も含めてすべての補償が掲載されているため、加入プランによっては補償の対象外となる補償も掲載されております。必ずパンフレットをご確認いただいた上で補償の概要等をご確認ください。

パンフレット・補償の概要等・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書・補償の概要等については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいはWeb加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要等を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要等を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。
URL <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>



＜返還保険料の取扱い＞

- ・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
- ・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

＜控除証明書について＞

治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲 この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、学生生活総合保険相談デスクまでご連絡ください。なお、退学の場合の変更日はお申し出日以降の変更日になります。）。

保険金を請求するときは

- ① 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤ 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉」はセットされませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、学生生活総合保険相談デスクまでお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先	東京海上日動あんしんコンサルティング(株)内 学生生活総合保険相談デスク	☎ 0120-811-806	
(取扱幹事代理店)	(有)国大協サービス	受付時間 9:30～17:00（土日祝日を除く） IP 電話からは 03-6629-5258 をご利用ください。 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秋父ビルディング6階	
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 鹿児島支店 霧島支社	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町一丁目 41 番地 神保町 SFI 9 階 (TEL 03-5283-0051)	
		〒899-3221 鹿児島県霧島市国分中央5-6-13 (TEL 0995-47-2555 FAX 050-3385-6374)	

●学研災については、本学担当窓口（学生課）までお問い合わせください。

2025年5月作成 25T-000280

付帯学総 保険金お支払い例^{〔I〕}

* 全国の大学での一例です

補償内容	事 例	保険金お支払額
治療費用 (病気・ケガ) 健康保険等の自己負担分 (高額療養費・給付等は 控除されます)	病気も通院 1 日目から補償 風邪をひいて1回受診した。	1,260円
	医師の処方箋に基づいたお薬代も補償 咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。	4,840円
	部活動中に靱帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円
	大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円
個人賠償責任 自転車条例 に対応 実習にも対応	示談交渉付 自転車走行中に自動車と衝突。相手自動車の修理費用。	816,000円
	自転車の事故も補償 大学での研究実習中に足が顕微鏡のカメラに当たり破損。 顕微鏡の修理費用。	990,000円
	スキーをしていたら他人にぶつかり大けがを負わせた。	1,589,583円
	救済者費用 急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿泊費と往復交通費。	116,150円
育英費用・ 学資費用	扶養者が交通事故で死亡した。 *無免許運転、酒気帯び運転、危険ドラッグ等を使用した状態で運転中に生じたケガによる扶養不能は免責です。	1,000,000円
	扶養者が川へ釣りに行き、転落事故で死亡し、大学の授業料等の費用を負担した。	3,445,000円
一人暮らし限定	建物外への持ち出し家財も補償 ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
	駅前の駐輪場で自転車盗難にあった。	25,000円
	火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償 一人暮らし先の部屋の模様替え中、家具が窓ガラスに当たり破損。	89,640円
	シャワーを出し放しにし、漏水事故が発生。	2,336,808円

東京海上日動

メディカルアシスト (各種医療相談サービス)

24時間
365日
受付TOKIOMARINE
NICHIDO

自動セット

急に激しい頭痛!
どうしたらいいの?
 現役の救急科の
専門医および
看護師が常駐!

困ったときはお電話一本!!

緊急医療相談

持病の腰痛が気になる。
良い治療法は
ないかな...

困ったときはお電話一本!!

予約制専門医相談

旅行先で急病!
最寄りの病院を
知りたい!!

困ったときはお電話一本!!

医療機関案内

出張先で倒れ入院。
自宅近くの病院に
転院したい...

困ったときはお電話一本!!

転院・患者移送手配

検査結果を開きに
行ったが、言葉が難しく
よくわからなかった。

困ったときはお電話一本!!

がん専用相談窓口

 サービスの対象は、学生本人の治療費用実費（治療費用保険金）をお支払するタイプにご加入の方および保険の対象となる方、またはそれらの配偶者・ご親族に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。詳しくは、東京海上日動のホームページ www.tokiomarine-nichido.co.jp をご参照ください。

※各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供いたします。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※このチラシは、学研災付帯学総（総合生活保険（子ども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

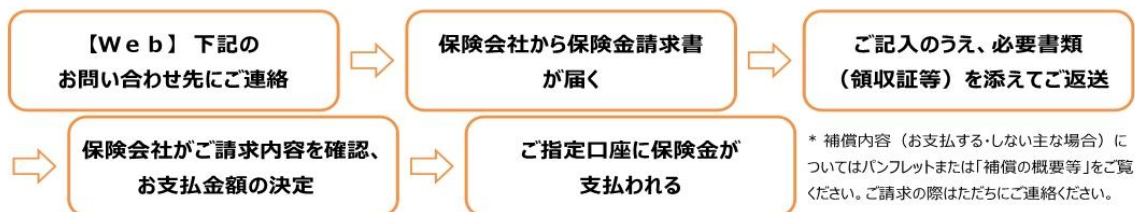
25T-000310 2025年6月作成

学生のための総合保険（学研災付帯学生生活総合保険：付帯学総）

ご加入に関する Q & A

Q 1	入学時は自宅通学ですが、途中から一人暮らしを予定しています。どのタイプに加入すればいいですか？
A 1	まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。
Q 2	卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか？
A 2	現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。
Q 3	「他の保険契約等」とは何を指しますか？
A 3	例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と全部または一部について支払責任が同一の他の保険や共済契約に加入されている場合に、その保険会社名や保険種類をご記入ください。（記入できる範囲で構いません。）
Q 4	パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか？
A 4	ありません。払込取扱票で保険料をお支払いいただくだけでお手続きは完了です。払込取扱票が加入依頼書を兼ねていますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただけますようお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。
Q 5	中途加入は可能ですか？
A 5	可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。
Q 6	途中で解約はできますか？
A 6	できます。残期間に応じてご返金します。
Q 7	加入者証はいつ頃届きますか？
A 7	3月末までにお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証（払込取扱票の半券）を保管してください。
Q 8	入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合はどのようにしたらよいですか？
A 8	Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール（『加入手続き完了のお知らせ』）を先方にご提示のうえ、加入者証は後日届くことをお伝えください。（Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る受領証とパンフレットを先方にご提示ください。）
Q 9	学生教育研究災害傷害保険（学研災）について問合せたいのですが。
A 9	各大学のご担当窓口にお問合せください。
Q 10	入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか？
A 10	保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となりますが、保険加入から一定期間を経過後は補償される場合もあります。詳しくはお問合せください。

◆保険金のご請求方法・流れ（例）

お問い合わせ先
(手続方法・保険内容等)

学生生活総合保険相談デスク

＜Web＞ 「TAC ふたいがくそう」 で検索 → 大学生の保険（付帯学総）
<https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/>

＜電話＞ 0120-811-806 受付（土日祝日を除く 9:30～17:00まで）

◆保険金のご請求は、
Web（QRコードまたは
URL）をご利用ください。



2026年度版

保護者の皆さまへ重要なお知らせです。必ずご覧ください。

鹿屋体育大学 学生総合 補償プラン

卒業までの安心さ！

**24時間
365日
補償します！**

学校生活の「もしも」のリスクを
しっかりサポートする保険です



**学生本人の
もしもを補償**

傷害+疾病+個人賠償責任
+学生生活用動産+借家人賠償

**保護者の
もしもを補償**

育英費用+学資費用

詳しくは
中面をチェック >>>

申込締切

2026年 3月31日(火)

※中途加入も可能です

※必ず締切日までにお振込ください。

— 引受保険会社 —

損害保険ジャパン
株式会社

— 取扱代理店 —

株式会社ウインライフ鹿屋支店
電話 0994-46-2844

専用WEBフォームより
お申し込みください



◀お申し込みはこちら

<https://winkanoya.com/>

様々なリスクを想定
することが大切です



学生総合補償プランで 学生生活にとりまく リスクに備えよう

Case 8

え!? どうしよう…

入院して親が 駆けつけた…

● 救護者費用等

学内・外および国内・外を問わず、ケガで継続して学生本人が14日以上入院、または遭難した場合等に交通費や宿泊費を補償。



Case 7

え!? どうしよう…

熱中症や食中毒 になった…

● 熱中症危険補償

● 細菌性食中毒等補償

熱中症や、ノロウイルスやサルモネラ菌などによる下痢や腹痛・発熱・吐き気などの食中毒を補償。



Case 6

え!? どうしよう…

病気で入院した…

● 疾病

国内・外を問わず学生本人が病気で1日以上入院した場合や4日を超えて入院した後の通院を補償。



Case 1

え!? いつも通りしてたのに

課外授業中にケガ をしてしまった…

● 傷害

学内・外および国内・外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、入院・手術・通院したときや後遺障害が生じたまたは死亡されたときを補償。

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



Case 5

え!? どうしよう…

夕食の準備中に 壁を焦がした…

● 借家人賠償

国内においてアパートマンションなど借りている戸室を火災などで損壊した時の貸主に対する法律上の賠償責任を補償。



Case 2

え!? どうしよう…

事故で他人に ケガを負わせた…

● 個人賠償責任

※自動車、オートバイでの事故は対象外

国内・外を問わず誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って路線に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った時、保険金額を限度に損害賠償金額などをお支払い。

● 損害賠償金
● 費用（応急手当・護送費用・訴訟費用など）



Case 3

え!? どうしよう…

扶養者が事故で 亡くなった…

● 育英費用

育英費用保険金額を全額一度にお支払いいたします。

● 学資費用

お支払い対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払い年度ごとに保険金額を限度にお支払いいたします。

国内・外を問わず扶養者の方が急激かつ偶然な外来（天災等含む）のケガで亡くなられたり、所定の重度後遺障害が生じた時、授業料等を補償。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



Case 4

え!? どうしよう…

落雷で冷蔵庫が 壊れたなど…

● 学生生活用動産

国内において学生が所有している冷蔵庫・テレビ・洋服など家財の偶然な事故などによる損害を補償。



もしも

授業・部活動中

におきたらどうなるの？



- 傷害 ● 熱中症危険補償
 - 個人賠償責任 ● 疾病
- を補償

授業中のケガ、熱中症、他人の物を壊してしまった等、学内で起こるリスクをサポート。授業中はもちろん、課外授業、練習中など学内・学外また国内・国外も問いません。

／ 学校内・学校外、国内・国外／

いつでも

どこでも

24時間365日 サポートします！

ケガや事故はいつ起きるかわかりません。楽しい学校生活を安心して過ごすために、学生総合補償プランでリスクに備えましょう。



万ーの場合は

株式会社ウインライフ
鹿屋支店
TEL 0994-46-2844

または

事故サポートセンター
0120-727-110 24時間受付

もしも事故にあわれたら、ただちに株式会社ウインライフ鹿屋支店または損害保険ジャパン株式会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

もしも

一人暮らし中

におきたらどうなるの？



- 学生生活用動産
 - 借家人賠償
- を補償

部屋でぼやを出した、留守中に空き巣が入った、落雷でテレビが壊れた等、一人暮らし中におこるリスクをサポート。

もしも

通学中

におきたら
どうなるの？

- 傷害 ● 熱中症危険補償
 - 個人賠償責任 ● 疾病
- を補償

通学中にケガをした、ケガを負わせた、熱中症になった、他人の物を壊してしまった等、学外で起こりえるリスクを補償。いつ何が起きてもしっかりサポート。

もしも

インターンシップ中

におきたらどうなるの？



- 傷害 ● 熱中症危険補償
 - 疾病
- を補償

インターンシップ中のケガ、食中毒など学校内・外、国内・外を問わずリスクをサポート。

もしも

遠征中

におきたら
どうなるの？

- 傷害 ● 熱中症危険補償
 - 個人賠償責任 ● 疾病
 - 細菌性食中毒等補償
- を補償

遠征中のケガ、食中毒など学校内・外、国内・外を問わずリスクをサポート。

もしも

旅行中

におきたら
どうなるの？

- 傷害 ● 熱中症危険補償
 - 個人賠償責任 ● 疾病
 - 細菌性食中毒等補償
- を補償

友達と旅行や帰省中のケガ、ケガを負わせた等、国内・国外を問わずリスクをサポート。

保険金額とタイプ別保険料

一人暮らしの方は A～C タイプ、ご家族と一緒に住まいなら D～F タイプ。
それぞれ 3 タイプの中からスタイルに合わせて最適な補償をお選びいただけます。

【保険期間1・2・3・4年、職種級別A級】

		寮・下宿・アパート学生用			自宅学生用		
個人賠償		1億円					
死亡・後遺障害		200万円					
傷害	入院保険金日額 (1日目から)	3,500円					
	手術	入院中の手術：35,000円 外来時の手術：17,500円					
	通院保険金日額 (1日目から)	1,500円					
疾病	入院保険金日額 (1日目から)	3,500円	× 対象外	× 対象外	3,500円	× 対象外	× 対象外
	手術	入院35,000円 外来17,500円			入院35,000円 外来17,500円		
	通院保険金日額 (注)	1,500円			1,500円		
救援者費用		100万円					
育英費用		100万円	100万円	× 対象外	100万円	100万円	× 対象外
学資費用		50万円	50万円		50万円	50万円	
学生生活用動産		50万円	50万円	50万円	× 対象外		
借家人賠償		300万円	300万円	300万円			
熱中症危険補償		○	○	○	○	○	○
細菌性食中毒等補償		○	○	○	○	○	○
		＼ 一人暮らしなら ／			＼ ご家族と一緒に住まいなら ／		
		A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	E タイプ	F タイプ
保険料 4年間分	2030年3月卒業予定者	61,250円	53,040円	47,630円	52,890円	44,680円	39,270円
保険料 3年間分	2029年3月卒業予定者	46,560円	40,250円	36,620円	40,130円	33,820円	30,190円
保険料 2年間分	2028年3月卒業予定者	32,200円	27,780円	25,630円	27,700円	23,280円	21,130円
保険料 1年間分	2027年3月卒業予定者	18,170円	15,640円	14,650円	15,600円	13,070円	12,080円

※後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）セット
※入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット

※熱中症危険補償特約セット ※通院保険金は90日を限度とします。 ※天災危険補償特約セット

※保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。（2025年10月現在）
（注）疾病により継続して4日を超えて入院した場合の退院後の通院について保険金をお支払いします。

（一時払）

保険金お支払い例

学生総合補償プランにて補償した事例をご紹介します。
こちらは実際に株式会社ウインライフ鹿屋支店が対応した一例です。

傷害



腰部捻挫

剣道の稽古中に相手の体当たりを受け耐えた際に捻り伸ばした

通院32日

48,000円
をお支払い



骨挫傷

サッカーの練習中、グラウンドがぬかるんでおり、走った際にすべって転倒してしまいその際、右足首を痛めた

通院47日

70,500円
をお支払い



顔面骨折、舟状骨骨折

守備でボールを追っていた際フェンスにぶつかり頬と鼻と手首を骨折した

入院8日、手術10倍、通院59日

151,500円
をお支払い



背部挫傷

ウエイトトレーニング（クリーン）のキャッチに失敗して背部を痛めた

通院40日

60,000円
をお支払い

個人賠償責任

友人のバイクを壊した

友人のバイクを誤って倒してしまいバイクが損傷。

修理代として



100,000円
をお支払い

自転車で人にぶつかった

自転車で走行中、他人にぶつかりケガを負わせた。



1,200,000円
をお支払い

育英・学資費用

扶養者が亡くなった

扶養者が仕事上の事故で亡くなった。



2,000,000円
をお支払い

学生生活用財産

テレビが壊れた

落雷によりテレビが壊れた。修理ができず買い換えた。



64,000円
をお支払い

※実際のお支払いは、ご加入タイプやおケガ等の状態により異なります。

お申し込み方法

1 補償内容を選ぶ

ご希望の補償内容をお選びください。

2 専用WEBフォームよりお申し込みください

ご自身のスタイルと保険タイプを確認し、ウェブサイトの申し込みフォームにて必要事項をご入力し、送信してください。



◀お申し込みはこちらから

ウインライフ鹿屋支店

<https://winkanoya.com/> Q

3 保険料のお支払い

ご希望の保険料を下記口座へお振込ください。

【お振込先】

支店名・口座番号でお振込の場合

ゆうちょ銀行

支店名 一七九

当 座 0164629

カノヤタイクダイガクシヨウガイソウゴウホケン

記号番号でお振込の場合

ゆうちょ銀行

01790 - 1 - 164629

カノヤタイクダイガクシヨウガイソウゴウホケン

4 加入者証が届く

後日、加入者証が保護者様に届きます。

ご加入にあたってのご注意

- 団体契約のため、保険料が個人加入よりも割安となっております。
- 不動産会社・貸主の賃貸契約等ですでに借家人賠償責任・生活用動産を補償する保険に加入されている場合は、2重に加入する必要はありません。D・E・Fコースでご加入ください。
- 補償内容の自己負担額は以下のとおりです。
【1回の事故につき】
学生生活用動産（火災・落雷・破裂・爆発 なし
／ 盗難10万円 ／ その他 1万円）
- 申込人（加入者）および被保険者は、パンフレットまたは損害保険ジャパン株式会社ウェブサイト
(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

お振込時のご注意

- 保険料のお支払い前に必ず申し込みフォームにてお申し込みください。
- お振込の際は、必ず申込人（加入者）様名義での振込をお願いいたします。
ご連絡なく、申込人（加入者）様以外の名義でご入金されますとお申し込み内容との確認が取れません。
旧姓でのお振込、パートナー様の通帳からお振込などお振込名義人様のお名前がご契約者様と異なる場合は、事前のご連絡をお願いいたします。

学生総合補償プランについてわからないこと、不安なことはお気軽にご相談ください。

— 取扱代理店 —

株式会社ウインライフ 鹿屋支店

電話 0994-46-2844 FAX 0994-46-3297

受付（平日の午前 9 時から午後 6 時まで）

〒891-2321 鹿児島県鹿屋市白水町 1788-5

鹿屋体育大学の
すぐ隣です！
お気軽におこし
ください！



SJ25-09165 (2025年11月14日)

3. 予防接種歴に関する調査

◆調査の背景と目的

平成19（2007）年にはしか（麻しん）の流行を受け、文部科学省から次の内容を主旨とする指導がありました。

- ▶ 学生が教育実習に参加する前に、「麻しんの免疫を持っていると認められる」者であるかを確認する
- ▶ 教育実習に参加する学生が、「麻しんの免疫を持っていると認められる」者であると判断するには、抗体検査によって麻しんに対する免疫があると医師により認められた者とする

この指導を受けて以降、本学では、学外実習（教育・スポーツ指導・介護体験等）に参加する学生及び学外実習先の方への感染防止を目的に、入学前に麻しんの抗体検査を実施してきました。

◆令和8（2026）年度からの変更点

平成18（2006）年4月1日以降生まれの方は、MRワクチン（麻しん・風しん）の2回接種が定期接種対象のため、**麻しん抗体検査は不要**になります。

ですが、**麻しんだけでなくそれ以外の予防接種歴（風しん・水痘等）や罹患歴については、引き続き調査確認を行いますので、次のとおりご協力をお願いします。**

◆提出書類について

母子健康手帳を参考に『予防接種歴に関する調査票：77ページ参照』に記入のうえ、入学手続き期間内に入学手続き書類と一緒に提出してください。

※母子健康手帳の「これまでに受けた予防接種のすべてのページ」のコピーを当該調査票の裏面に貼付してください。

※母子健康手帳を紛失された方、過去に予防接種を受けた市区町村の保健所に問い合わせることで、接種記録の再発行を申請できます。マイナポータルを通じて自身の予防接種記録を確認できる場合もあります。

◆注意事項

予防接種歴に関する調査票の提出がない場合は、麻しんや風しんが学内で流行した際に、構内への立ち入りや課外活動・実習への参加が制限される可能性があります。

担当

鹿屋体育大学 学生課 学生企画係

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

電話：0994-46-4882/4885

予防接種歴に関する調査票

受験番号	氏名	携帯電話番号（入学予定者）
------	----	---------------

- ※ 母子健康手帳を参考に記入し、[母子健康手帳の「これまでに受けた予防接種のすべてのページ」のコピー](#)を当該調査票の裏面に貼付してください。
- ※ [本調査票は、入学手続書類と一緒に提出してください。](#)
- ※ 年号については、西暦か元号のどちらかに○してください。

1. MRワクチン (麻しん・風しん 混合ワクチン)	ワクチン	1回目	西暦・平成	年	月	日
		2回目	西暦・平成	年	月	日
2. 麻しん (はしか)	罹患歴	・あり（西暦・平成 年 歳のとき） ・なし ・不明				
	ワクチン	1回目	西暦・平成	年	月	日
		2回目	西暦・平成	年	月	日
3. 風しん	罹患歴	・あり（西暦・平成 年 歳のとき） ・なし ・不明				
	ワクチン	1回目	西暦・平成	年	月	日
		2回目	西暦・平成	年	月	日
4. 水痘 (水ぼうそう)	罹患歴	・あり（西暦・平成 年 歳のとき） ・なし ・不明				
	ワクチン	1回目	西暦・平成	年	月	日
		2回目	西暦・平成	年	月	日
5. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	罹患歴	・あり（西暦・平成 年 歳のとき） ・なし ・不明				
	ワクチン	1回目	西暦・平成	年	月	日
		2回目	西暦・平成	年	月	日

このページはサンプルです
 様式は鹿屋体育大学ホームページ
<https://www.nifs-k.ac.jp/admission/procedure/entrance/>からダウンロードし
 て記入・提出してください。

4. ノートパソコン必携化に伴う機器の準備について

鹿屋体育大学では、体育・スポーツ及び武道の分野における情報活用能力の育成と情報通信技術を活用した実践的指導力を養成するために、2015（平成27）年度入学生より情報機器の必携化に取り組み、一人一台の情報機器を用いた教育や学習支援を実施しています。2026（令和8）年度入学生の皆様にも、大学での学修活動のためにノートパソコンのご準備をお願いします。

2026年度の情報機器の必須要件は以下のとおりです。ノートパソコンを購入する場合は、推奨スペックを参考に各自でご準備ください。なお、お手持ちの機器が「ノートパソコンに必須の要件」を満たす場合は、それをご利用いただいても構いません。機器の準備に関する情報はスポーツ情報センターのWebサイトでもお知らせしています。事前にご一読ください。

▶スポーツ情報センターWebサイト <https://itec.nifs-k.ac.jp/byod/prepare2026/>

1. ノートパソコンに必須の要件

- (1) 持ち運び可能な形状・重量であること（大学に持参できること）
- (2) バッテリー駆動により90分授業において利用できること
- (3) 無線LAN（Wi-Fi）に接続できること
- (4) オンライン授業用にカメラ・マイクが利用できること
- (5) OSのサポート期限が切れていないこと

2. 新規購入する際の推奨スペック・モデル（2026年度）

ノートパソコン推奨スペック
【OS】 Windows 11 【CPU】 Intel Core i5 または AMD Ryzen 5 以上 【メモリ】 16GB以上 【記憶装置】 256GB以上のSSD ※ Microsoft Officeは在学中、無償で利用するためプレインストールモデルを選ぶ必要はありません。 ※ 具体的な機種例は、スポーツ情報センターのWebサイトに示しています。

◇参考◇

- ※ 情報処理関連の授業ではWindowsを前提とした解説が行われます。そのため、新規に機器を購入する場合にはWindowsパソコンを強く推奨します。Macでは、授業での説明と操作が異なる場合に、自身でそれを解決する必要があります。
- ※ 教員免許の取得を希望する場合、教育実習を行う必要があります。実習先となる中学校や高等学校では、Windowsのパソコンが使用されているケースが大多数です。教員免許の取得を検討している方にもWindowsパソコンを強く推奨します。
- ※ iPad等のタブレット機器では要件を満たしませんのでご注意ください。

3. お問い合わせ窓口

鹿屋体育大学 教務課 教育支援係
電話0994-46-4865

5. こころとからだの入学前相談について

1. 入学前相談の実施について

新入生の皆さんにとって、大学生活を迎えるにあたって経験することは、初めてのことばかりだと思います。新たな生活への期待とともに不安に思うこと、心配なことなども多いのではないのでしょうか。なかには、これまで様々な精神的な不安、病気や障がい等を抱えながら、個別のサポートを受けて学校生活を送り、大学進学を決められた方もいらっしゃると思います。鹿屋体育大学でも同様に、皆さまの状況に応じた支援の検討・提供を行っていきたいと思います。これからの大学生活を安心して始め、充実した時間を過ごせるよう、入学前に学生支援スタッフと今後のサポートについて一緒に考えることができる機会として、「こころとからだの入学前相談」を実施いたします。ぜひご活用ください。

2. 入学前相談の申込み方法

(1) 実施日 令和8年1月19日(月)～3月20日(金)の9時～17時 ※土日祝を除く

申込みを受けた後に、こちらから追ってご連絡いたします。日程調整を行い、日時を決めた後に、ご相談をお受けいたします。

ただし、相談枠に限りがあるため、「こころとからだの入学前相談」を入学前にお受けできない場合がございます。入学後のご利用・ご相談は可能ですので、あらかじめご了承ください。

(2) 予約方法

下記のQRコード、もしくはURLから、申込みをお願いします。

ご予約後、1週間以内に担当者からご連絡いたします。1週間を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが、お問合せ先までご連絡ください。

【QRコード】	【URL】
	https://forms.office.com/r/PyehBzt4uN

(3) 申込みの締め切り

以下のとおり受験区分ごとに締め切り日を設けています。

受験区分	締め切り日
第3年次編入学試験	令和8年2月18日(水) 12時まで
総合型選抜(SS)入試、学校推薦型選抜	
特別選抜(帰国生徒選抜・社会人選抜)	
一般選抜	令和8年3月16日(月) 12時まで
私費外国人留学生入試	
大学院入試	

(4) 相談方法

- ① 事前予約制です。
- ② 合格されたご本人と一緒に、保護者の方の付き添いも可能です。
- ③ 相談時間は、50分間程度です。
- ④ 対面でのご相談が一番望ましいですが、オンラインやメール、電話でのご相談も可能です。



【次のページにつづく】

(5) 相談できること

基本的にはどのようなご相談でも受け付けています。一例として以下に示しますので、ご参考にされてください。

「こころとからだの入学前相談」で相談できること（例）

【ご自身のこと、人間関係のこと】

- うまくやっていけるか、馴染めるか不安に思う
- 人付き合いが苦手なトラブルになることがある
- 周りからどう思われているか気になる

【授業・修学に関すること】

- やるべきことが重なったときの優先順位をつけられない
- 病気や障がい等があり、授業や定期試験等において、合理的配慮の申請をしたい（これまでの学校生活で合理的配慮等のサポートがあった場合も含む）

【生活に関すること】

- 睡眠リズム・生活リズムが崩れやすい
- 一人暮らしが初めてで、どうやればいいか、分からないことが多い

【健康や体調などに関すること】

- 怪我や病気（現在通院中を含む）があり、入学後の通院や生活について相談したい
- 自身の体調のことで相談したい

以下の相談例は、入学後に、新入生オリエンテーションや、教務課・学生課などの窓口、各担当教職員に尋ねることで確認・相談ができます

- 健康診断など、入学直後の行事について知りたい
- シラバスとは何か、どういう風に見ていけばいいのか教えてほしい
- 単位とは何か、また単位の取り方について教えてほしい
- パソコンや教科書は、何をどこで購入すればいいのか教えてほしい
- オンライン授業の方法について教えてほしい
- 資格の取得方法や就職・進学のことについて相談したい
- 課外活動（部活動）の内容や頻度、大会などについて教えてほしい
- 留学制度のことを教えてほしい

(6) 備考

- ① 本相談に関する個人の秘密は厳守します。
- ② ご不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

3. お問い合わせ窓口

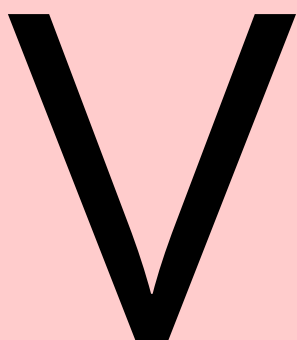
鹿屋体育大学 学生支援室

電話 0994-46-4881

メール g-support@nifs-k.ac.jp

開室時間 平日 9時～17時（ただし、水曜日は9時～12時）





大学生活

1. 4月上旬の行事日程	82
2. 学生支援室、合理的配慮について	84
3. 授業でのビデオ撮影について	85
4. 成績通知書の送付について	85
5. 学内交通ルール、車両での入構について	85
6. 各種証明書（在学証明書、通学証明書）の 発行について	86

1. 4月上旬の行事日程

[学部入学者]

4月	1年生	3年次編入生
1日(水)	13:00～15:20 新入生・編入生オリエンテーション①／水野講堂 15:30～16:30 質問等への個別対応／水野講堂 英語プレイスメントテスト／CR1教室	
2日(木)	9:30～11:30 新入生・編入生オリエンテーション②／水野講堂 11:30～12:30 新入生・編入生オリエンテーション③／水野講堂	13:30～15:30 編入生ガイダンス／204教室
3日(金)	8:30～10:45 【男子】健康診断／大学会館ほか 10:00～11:30 【女子】健康診断／大学会館ほか 13:00～17:00 メディカルチェック／主体育室	13:00～15:00 PROGテスト／情報処理演習室
4日(土)	新入生研修 ／鹿屋体育大学・国立大隅青少年自然の家	
6日(月)	10:00～11:45 入学式／水野講堂 12:00～12:45 新入生と小クラス担当指導教員との懇談会 ／各教室 15:00～16:00 学生宿舎入居者ガイダンス／水野講堂 18:00～20:00 新入生歓迎会／リナシティかのやイベント広場	
7日(火)	授業開始	

[各オリエンテーション]：必ず出席すること。

[質問等への個別対応]：英語プレイスメントテスト受験者以外を対象にして実施します。

[英語プレイスメント]：受験該当者には事前にお知らせします。

[健康診断]：朝練禁止。朝食は摂らないこと。前日配付の検尿容器に早朝尿を採取し持参すること。

[入学式]：10分前には着席すること。（座席指定）

[新入生と小クラス担当指導教員との懇談会]：父母等関係者の見学可能です。

[その他]：上記以外の詳細については、オリエンテーション内で案内します。

【次のページにつづく】

[大学院入学者]

4月	修士課程	博士後期課程、3年制博士課程
1日(水)		
2日(木)	9:00～10:30、13:00～14:30【男子】 10:30～11:30、14:30～15:30【女子】 健康診断／大学会館ほか	
3日(金)	8:30～10:45、13:00～14:30【男子】 10:00～11:30、14:30～15:30【女子】 健康診断／大学会館ほか	
6日(月)	10:00～11:45 入学式／水野講堂	
	13:15～13:45 新入生オリエンテーション（体育学専攻） ／演習室Ⅲ	13:45～14:15 新入生オリエンテーション（体育学専攻） ／演習室Ⅳ
7日(火)	授業開始	

【健康診断】：男女ごとに設定された日時のうち、都合の良い日時で受診してください。社会人学生の方は、職場等での健康診断の結果を保健管理センターへ提出することで代替可能です。

【入学式】：10分前には着席すること。（座席指定）
都合により欠席する場合は教務課教育企画係（電話0994-46-4861）へ事前に連絡してください。

【各オリエンテーション】
：なるべく出席すること。
都合により欠席する場合は教務課教育企画係（電話0994-46-4861）へ事前に連絡してください。
修士課程スポーツ国際開発学共同専攻および3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の新入生オリエンテーションの日程は、別途ご案内します。

【その他】：授業開始後の履修方法等については、オリエンテーション内で案内します。

2. 学生支援室、合理的配慮について

学生支援室について

鹿屋体育大学の学生支援室には、臨床心理士の資格を持った専門相談員が常駐しており、学生のみならずの悩みごとや困りごとなどの相談をお聞きして、解決策や新たな糸口を見つけられるよう、一緒に考えていきます。

ご利用にあたっては原則予約制となっております。相談したいな・・・というときには、学生支援室に直接来室するか、メールもしくは電話にてご予約ください。調整のうえ、日程を決めていきます。また、学生だけでなく、教職員や学生のご家族からの相談にも対応いたします。相談に関する個人の秘密は厳守されます。

より良い学生生活を送るためのひとつの手段として、気軽に学生支援室をご利用ください。

<こんなときは学生支援室へ>

- 大学生生活のなかで分からないことがある
- 不安や心配ごとがある ○ 競技のことで
- 眠れない、朝起きられない ○ 進路のことで
- 病気や障がいなどにより、授業を受けるのに支障がある
- ・・・などなど



合理的配慮について

身体的・精神的な病気や障がい等により、修学上困難がある場合は、合理的配慮の申請ができます。学生支援室は、合理的配慮についての相談窓口でもあります。

▶合理的配慮の申請から配慮依頼までの流れ



▶お問合せ窓口

鹿屋体育大学 学生支援室

電話 0994-46-4881

メール g-support@nifs-k.ac.jp

開室時間 平日 9時～17時（ただし、水曜日は9時～12時）

学生支援室の詳細はこちら
(QRコード)から



3. 授業でのビデオ撮影について

鹿屋体育大学の授業では、学生への教育的効果を高めるために、授業の様子をビデオカメラ等で撮影することがあります。撮影した映像は、原則として学内での教育・研究活動にのみ使用します。撮影にあたっては、各授業でその取扱いについて詳細な説明を行い、学生本人に承諾を得たうえで撮影しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

4. 成績通知書の送付について

鹿屋体育大学体育学部においては、適切な修学指導を行うために、父母等関係者に学生の皆さんの成績（「成績通知書」および「GPA通知書」等）を定期的に送付しています。（前期分成績は11月、後期分成績は翌年5月）※大学院においては、父母等関係者への成績通知は実施しておりません。

個人情報保護の観点から、本人が希望する場合は、父母等関係者への成績の送付を停止しています。成績送付の停止を希望する場合は、任意の様式に「学生氏名（自署）」「連絡先電話番号」「成績送付の停止を希望する旨」「成績送付の停止を希望する理由」を記入のうえ、入学手続書類と一緒に鹿屋体育大学へ送付してください。内容を審査のうえ、成績送付停止可否の結果を後日連絡いたします。

なお、入学手続の締め切り日までに申し出がなかった方は、父母等関係者への成績等の通知について、同意いただいたものとみなします。

5. 学内交通ルール、車両での入構について

鹿屋体育大学では、自動車及び二輪車の駐車・通行に関して次のとおり交通規制を行っています。

●守るべき事項

- ① 自動車の入構には、**駐車許可証の申請が必要**となります。
- ② 自動車等の運転者は、歩行者の安全を第一として、学内の道路標識及び表示に従ってください。
- ③ 学内では、常に徐行運転を心掛けてください。
- ④ 所定の駐車場以外は駐車禁止です。

●自動車の駐車許可の基準等

- ① 通学距離が原則、片道1 km以上あることが必要です。
- ② 駐車許可証は、交付を受けた年度内のみ有効となり、毎年度申請が必要です。
- ③ 学生宿舍の入居者は申請できません。

駐車許可証の発行を希望する学生は、学生課で申請を行ってください。申請方法は4月の新入生オリエンテーション内で案内します。

※学内交通ルールに違反した者は、「授業料免除の対象としない」など、学内における様々な恩恵・支援が受けられなくなる場合があります。また、**繰り返し交通ルールに違反した場合、懲戒処分の対象となることがあります。**

〔許可対象〕

- ・二輪車（自転車、バイク）での通学者
- ・自宅からの通学距離が1 km以上で自動車での通学者



〔不許可対象〕

- ・学生宿舍入居者
- ・自宅からの通学距離が1 km未満である者
- ・自宅からの通学距離が1 km以上あるが駐車許可を得ていない者



6. 各種証明書（在学証明書、通学証明書）の発行について

○ 在学証明書の発行について

本学では、証明書自動発行機は設置しておりません。在学証明書が必要な場合は、以下の要領で申請を行ってください。なお、4月のオリエンテーションの時に、1通は全員に配付いたします。

- 【申請窓口】 教務課 教育支援係（5番窓口）
- 【申請方法】 教務課5番窓口で「証明書交付願」に必要事項を記入のうえ申請してください。
- 【受取方法】 申請日の3日後に教務課5番窓口で学生証を提示のうえ受け取ってください。
※学生証は4月のオリエンテーション時に配付します。
- 【発行手数料】 発行手数料はいただいていません。

○ 通学証明（定期券）の発行について

公共交通機関の通学定期乗車券を購入するには、通学に利用する交通機関で購入申込用紙に学生証を提示することで購入できますが、一部の交通機関によっては大学の証明が必要な場合があります。その場合には、通学証明書を発行しますので、以下の要領で申請を行ってください。

通学定期の証明区間は、自宅の最寄のバス停から、鹿屋体育大学の最寄のバス停（鹿屋体育大学前・白水）になります。

- 【申請窓口】 学生課 生活支援係（1番窓口）
- 【申請方法】 学生課1番窓口で「証明書発行願」に必要事項を記入のうえ申請してください。
- 【受取方法】 申請日の2日後に学生課1番窓口で学生証を提示のうえ受け取ってください。
※学生証は4月のオリエンテーション時に配付します。
- 【発行手数料】 発行手数料はいただいていません。



VI

その他

1. 個人情報の取扱いについて 88
2. 「こども性暴力防止法」の施行を見据えた学外実習
参加等に関するお知らせ 89
3. 「鹿屋体育大学アスリート憲章」について 90
4. お問い合わせ先一覧 91

1. 個人情報の取扱いについて

鹿屋体育大学（以下「本学」という）では、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則」に基づき、下記のとおり業務遂行に係る学生等の個人情報の適切な取得・利用・管理を行います。

【利用目的】

本学は、個人情報の取扱いについて組織的安全管理措置を講じるとともに、個人データを含む業務について、当該業務の遂行のために必要な範囲で委託する委託業務先における取扱いについても定期的に確認します。

取得した個人情報は、漏えい、流出、不正使用等が生じないよう必要な措置を講じ、厳正に対応いたします。

なお、以下に掲げる利用目的のほか、個人情報の取得時に、別途利用目的等についてご案内をする場合がありますので、ご了承ください。

- ① 本学の学生としての登録、学籍管理、学生証作成・発行、履修・成績管理
- ② 学内情報ネットワークシステム、附属図書館等本学研究教育施設の利用及び利用管理、提供サービスに係る連絡
- ③ 授業・履修・キャリア支援・卒業等に関する重要な各種通知・連絡・掲示
- ④ 授業・試験等の円滑な運営
- ⑤ 学生の安全衛生管理・学生相談・カウンセリング対応
- ⑥ 学生生活・課外活動支援、保険加入業務、遺失物連絡
- ⑦ 入学料及び授業料管理、各種奨学金管理・奨学事業を行う団体への必要情報の提供
- ⑧ 本学からご家族等連絡先への学業・生活支援に係る相談及び情報提供
- ⑨ 学生宿舍入居者管理
- ⑩ 授業料・寄宿料の債権管理、納入・引落しの連絡、未納の場合の督促連絡
- ⑪ 学生・学術交流協定等による国内協定校への派遣・海外派遣留学・海外語学研修に関する支援及び派遣先・留学先・研修先への必要情報の提供
- ⑫ 各種証明書及び学位記の発行業務
- ⑬ 本学との間で雇用関係が発生した場合の人事管理、労務管理業務
- ⑭ 災害発生時の緊急連絡
- ⑮ 競技力向上及び教育研究の改善・推進等に関する調査等
- ⑯ 学術研究・知的財産・産学連携に関する調査等
- ⑰ 施設利用管理・防犯カメラの映像情報管理
- ⑱ 本学が行う広報活動に係る記事・画像・動画等作成業務
- ⑲ 広報物発送業務
- ⑳ 鹿屋体育大学同窓会活動及び体育会活動との必要情報提供業務
- ㉑ 各種点検・調査、認証評価等、国、行政及びその他団体等からの調査業務
- ㉒ 上記のほか、本学の管理・運営にかかわる業務において必要な業務

また、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団から要請があった場合は、安全確保の措置を講じたうえで、本学が保有する個人情報を当該組織の業務に必要な最小限の範囲で提供することがあります。

（参考）鹿屋体育大学個人情報保護に関する制度

<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/disclosure/privacy-policy/>

お問い合わせ先	鹿屋体育大学 学生課 学生企画係 電話 0994-46-4882
---------	-------------------------------------

2. 「こども性暴力防止法」の施行を見据えた学外実習参加等に関するお知らせ

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」という。）が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。

この法律は、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。本法の施行により、学外実習等に参加する学生の皆さんにも影響が生じることから、以下の点をお知らせいたします。

- 1, 学校等での実習及び、児童等と接する諸活動前の犯罪事実確認について
「こども性暴力防止法」の施行以降、学校等での実習及び、児童等と接する諸活動を行う前に、法に基づき「犯罪事実確認」が行われる可能性があります。特定性犯罪前科が確認された場合、実習及び諸活動への参加は認められません。
- 2, 卒業要件に含まれる学外実習が行えない場合について
特定性犯罪前科が確認され、卒業要件に含まれる学外実習に参加できない場合には、卒業要件を満たさず卒業できない可能性があります。
- 3, 教育実習が行えない場合について
特定性犯罪前科が確認され、教育実習が行えない場合、教育職員免許状の取得要件を満たさず、教員職員免許状を取得できない可能性があります。
- 4, 入学後の対応について
本学では、入学後、全学生を対象に、「同意書（犯罪事実確認に関する同意）」及び「誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）」の提出へのご協力を依頼する予定です。提出いただけない場合は、学外実習および教育実習へ参加できなくなります。
なお、これらの提出書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

参考：制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

＜本件に関する問い合わせ先＞
鹿屋体育大学
教務課キャリア支援係
TEL:0994-46-4866

3. 「鹿屋体育大学アスリート憲章」について

鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立4年制体育大学であり、スポーツ・武道の実践を通じて、開学から今日に至るまで創造性とバイタリティに富む人材を輩出してきました。

また今日のスポーツ活動は多岐にわたり「する」だけではなく、「みる」、「ささえる」ことも大変重要となってきました。

そこで本学の創設の理念を継承・発展させ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施するため、すべてのアスリートのモデルとなるべく、「鹿屋体育大学アスリート憲章」を制定します。

鹿屋体育大学アスリート憲章

1. 一人ひとりが自律し、人格の形成に努めること
2. インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を持って行動すること
3. 社会規範（ルール）を遵守し、高いプライドを持って行動すること
4. フェアプレイ精神を日常生活においても保持し実践すること
5. スポーツの楽しさを基本に、「する」「みる」「ささえる」活動を実践すること
6. スポーツの実践と科学的理論を融合し、自己研鑽に努めること
7. 地域社会と連携・協力し、スポーツを通じて地域の発展に貢献すること
8. グローバルな視野に基づき発言し行動すること

（参考）アスリート憲章（リンク）

<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/athlete-charter/>

4. お問い合わせ先一覧

入学手続のほか、入学までの準備のこと、大学生活のことで入学前に聞きたいことなど、分からないことがありましたら、何でもお尋ねください。皆さんがスムーズに入学できるよう、分かりやすく丁寧にお答えします。

事項等	担当係	連絡先
➤ 入学手続全般 ➤ 入学手続書類 ➤ 入学辞退 ➤ どこに尋ねたらよいか分からないとき	教務課 入試係	0994-46-4869 nyushi@nifs-k.ac.jp
➤ 授業料の納付（口座振替）	経営戦略課 出納係	0994-46-4840 suitou@nifs-k.ac.jp
➤ 入学料の免除・徴収猶予 ➤ 授業料の免除 ➤ 学生宿舍	学生課 生活支援係	0994-46-4888 gaku-s3@nifs-k.ac.jp
➤ 諸経費の納付 ➤ 4月上旬の行事	学生課 学生企画係	0994-46-4882 gakusei@nifs-k.ac.jp
➤ 授業（学部）	教務課 教育支援係	0994-46-4865 kyoumu1@nifs-k.ac.jp
➤ 授業（大学院）	教務課 教育企画係	0994-46-4861 kyoumu-s@nifs-k.ac.jp
➤ 課外活動（部活動）	学生課 スポーツ支援係	0994-46-4890 sports@nifs-k.ac.jp